



板橋区

障がい福祉計画（第 5 期）

障がい児福祉計画（第 1 期）



板橋区

はじめに



地域社会における共生の実現を目指す「障害者総合支援法」が施行されて5年目を迎えています。障がい福祉サービスの充実を図る体制づくりは、一定の成果を収めつつありますが、障がい児や、障がい者手帳を所持しない発達障がい者など、旧来の枠組みでは、なかなか包括的な対応が難しい、複合的な課題が注目されるに至りました。特に障がい児については「児童福祉法」が改正され、各区市町村で新たに障がい児福祉計画を策定することが定められました。

板橋区では、これらの動きに対応するため、現在実施中の「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025」に包含された障がい者計画の実施計画として、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」及び「板橋区障がい児計画（第1期）」を策定いたしました。

計画を策定するにあたっては、障がい当事者、保健医療・社会福祉関係者、学識経験者、公募委員等をメンバーにした板橋区障がい福祉計画等策定委員会を設置し、今期計画について積極的な議論をいただきました。また、障がい者を中心とした区民アンケートやパブリックコメントを実施するなど、障がいのある・なしに関わらず、多くの皆様からいただいたご意見を踏まえたものになりました。

本計画の基本目標は「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」です。

障がいのある人もない人も、ともに育ち、ともに働き、ともに支え合いながら生きる地域社会の構築こそ、当区が目指す基本目標であり、この理念を実現するため、5つの重点施策を設定いたしました。この目標に向けて事業を着実に推進し、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現に取り組んでまいります。

本計画の実施には、地域のみなさまをはじめ、関係機関、団体、事業者等の、参画、協働、連携が何よりも大切です。ともに生きる共生社会実現のため、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

板橋区長 **坂本 健**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
	(1) 障がい者計画との関係	2
	(2) 区の他の計画との関係	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4

第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでのふりかえり

1	障がい者数の推移と傾向	5
	(1) 障がい者の推移と傾向	5
	(2) 障がい児の推移と傾向	8
2	制度の変遷	12
3	サービスの利用状況、取り組みのふりかえり	14
	(1) 第4期板橋区障がい福祉サービスの実施状況	14
	(2) 障がい児向けサービスの実施状況	15
	(3) 地域生活支援事業の実施状況	16
	(4) 障がい福祉に関する区民意向調査の結果	18
	(5) 障がい福祉サービス費用の推移	24

第3章 計画の基本目標と重点施策

1	国の基本指針	25
2	板橋区の基本目標	28
3	板橋区の重点施策	29
	(1) 障がい児の成長を支える体制の整備	29
	① 主に幼児期の施策	
	② 主に学齢期の施策	
	③ 主に就職期の施策	
	(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援	36
	(3) 地域における自立支援の仕組みづくり	39
	(4) 障がいの特性に応じた支援	42
	(5) 障がい者の権利擁護	43

第4章 サービスの必要見込量と確保のための方策

1	障がい児向けサービス	45
	(1) 通所系サービス	45
	(2) 相談支援	50
2	障がい福祉サービス	51
	(1) 訪問系サービス	51
	(2) 日中活動系サービス	56
	(3) 居住系サービス	66
	(4) 相談支援	69

3	地域生活支援事業	72
(1)	必須事業	72
(2)	任意事業	80
4	関連計画を含めた施策体系図	89
5	関連計画等の施策概要	92
6	ライフステージに応じた地域の支援体制	104
(1)	主に幼児期の体制	104
(2)	主に学齢期の体制	105
(3)	主に就労期・成人期・高齢期の体制	106

第5章 計画の円滑な推進のために

1	障がい福祉を含めた地域全体での取り組み	107
2	障がい福祉計画等の進捗管理	109

第6章 資料編

1	用語集	111
2	板橋区地域保健福祉計画推進本部	113
3	板橋区障がい福祉計画等策定委員会	116
4	検討経過	119

コラム

メンタルヘルスが大切です	7
いろいろあります特別支援	11
地域をつなぐ徳丸わくわくまつり！	108

第 1 章



計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

1 計画の策定にあたって

策定の趣旨

「板橋区障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度をもって終了することから、「板橋区障がい福祉計画（第5期）」を策定します。また、児童福祉法の改正により、区市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、「障がい福祉計画」と一体的に「板橋区障がい児福祉計画（第1期）」を新たに策定します。

計画の位置づけ

「障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画であり、地域保健福祉計画に包含されている「障がい者計画」を具現化する計画にあたります。新たに策定する「障がい児福祉計画」は、切れ目のない支援を具現化する視点から、「障がい福祉計画」と一体のものとして作成します。

地域保健福祉計画の他の分野と「障がい福祉計画」も密接なかわりを有していることから、整合・連携を図るとともに、区の他の個別計画とも、調和を図ります。

計画の期間

障がい福祉計画等は、3年を1期とする計画を策定することになっており、国の基本指針に基づき、「障がい福祉計画（第5期）」と「障がい児福祉計画（第1期）」の計画期間を平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

計画の対象

発達障がい等、支援を必要としながら、必ずしも障がい者手帳の対象とならない人も増えてきています。本計画では、障がい者手帳の所持に限らず、障がい者支援を必要とする方を対象とします。



第1章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいの一元化が図られました。また、入所施設や精神科病院からの地域移行や就労支援の強化の方向性も示されました。平成23年8月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」を施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

区においても、障害者総合支援法に基づく「板橋区障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。このたび、「板橋区障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度をもって終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供体制を確保するため、新たに「板橋区障がい福祉計画（第5期）」を策定します。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、区市町村において障がい児福祉計画を策定するものと定められたことから、障がい福祉計画と一体的に「板橋区障がい児福祉計画（第1期）」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画との関係

障害者基本法で義務付けられている「障がい者計画」は、障がい福祉の基本計画であり、区においては、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」（以下「地域保健福祉計画」）に包含されています。「障がい者計画」に基づき、障がい福祉サービス等の提供の確保に関して具体的に定める計画が「障がい福祉計画」になります。

今回新たに策定する「障がい児福祉計画」では、児童福祉法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画等」）を、区が一体的に作成できるとされています。障がい福祉は、ライフステージに応じて切れ目ない支援を行うことが望ましいことから、区では、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を一体的に作成します。

また、「地域保健福祉計画」では障がい者（児）分野の施策の方向性として＜障がい児の成長を支える体制の整備＞が掲げられ、現行の「板橋区障がい福祉計画（第4期）」でも＜障がい児支援の充実＞が重点目標となっていることから、新たな「障がい児福祉計画」は、「地域保健福祉計画」の施策の方向性を踏襲し、従来の「障がい福祉計画」の障がい児分野を一層充実させる役割を担います。

【表 板橋区の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較】

	板橋区障がい福祉計画 (第5期)	板橋区障がい児福祉計画 (第1期)
根拠法令	障害者総合支援法	児童福祉法
位置付け	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）	
計画の内容	○平成32年度（2020年度）までの数値目標を設定 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	○平成32年度（2020年度）までの数値目標を設定 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援 ○サービス提供体制の確保のための関係機関との連携

(2) 区他の計画との関係

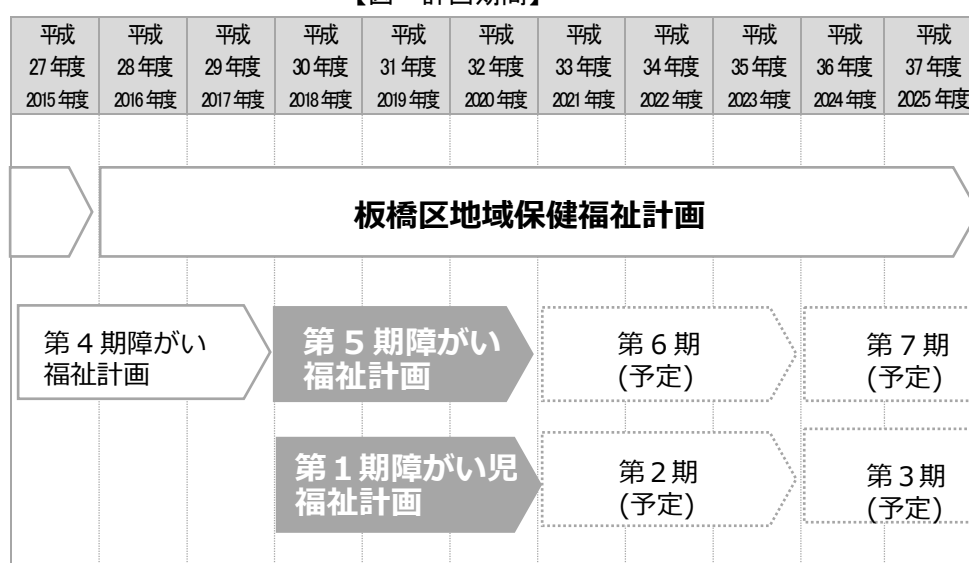
区の保健福祉施策を総合的に推進する「地域保健福祉計画」と障がい福祉計画等は、障がい者（児）分野以外でも、密接な関わりを有していることから、整合・連携を図るとともに、区他の個別計画とも、調和を図ります。



3 計画の期間

障がい福祉計画等は、3年を1期とする計画として策定することと定められており、国の基本指針に基づき、「第5期計画」を平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。なお、地域保健福祉計画は、10年を1期とする計画であり、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間になります。

【図 計画期間】



4 計画の対象

発達障がい等支援を必要としながら、必ずしも障がい者手帳の対象とならない人も増えてきています。本計画では、障がい者手帳の所持に限らず、障がい者支援を必要とする方を対象として策定します。

第2章



板橋区の障がい者の現状と これまでのふりかえり

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 制度の変遷
- 3 サービスの利用状況、取り組みのふりかえり

2 板橋区の障がい者の現状とふりかえり

障がい者数の推移と傾向

障がい者は増加傾向で、手帳所持者と難病認定者をあわせて、平成 29 年度では 31,387 人となっています。特に精神障がい者が増加しています。

手帳を所持する障がい児の推移も増加傾向で、平成 29 年度では 1,250 人となっています。身体障がい児は微減傾向にありますが、知的障がい児は増加しています。

制度の変遷

障害者の権利に関する条約の批准や障害者基本法の改正など、近年、障がい者福祉に関わる法令等の改正が多く見られます。障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

サービスの利用状況、取り組みのふりかえり

障がい福祉サービスの実施状況をみると、施設入所支援や生活介護が減少・横ばいで、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）で利用人数が増加しています。

障がい児向けサービスの実施状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスで利用人数が増加しています。

本計画の策定のため、障がい当事者を中心に区民アンケートを実施しました。

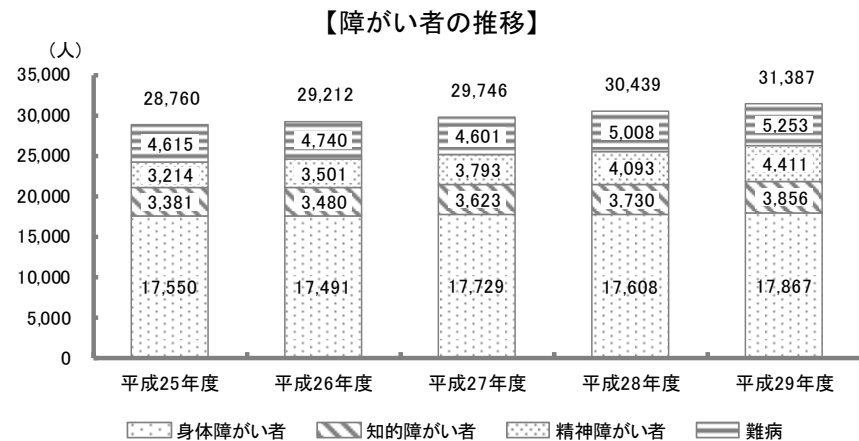
第2章

板橋区の障がい者の現状とふりかえり

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

障がい者の推移をみると増加傾向であり、平成 29 年度では難病認定者を含めて 31,387 人となっています。身体障がい者の人数は微増ですが、知的障がい者や精神障がい者の人数は増加しており、特に精神障がい者は、平成 25 年度に比べ約 1,200 人増加しています。



年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	伸び率
板橋区 人口	537,668 人	540,549 人	546,414 人	553,257 人	558,809 人	104%
障がい 者数	28,760 人	29,212 人	29,746 人	30,439 人	31,387 人	109%
身体障 がい者	17,550 人	17,491 人	17,729 人	17,608 人	17,867 人	102%
知的障 がい者	3,381 人	3,480 人	3,623 人	3,730 人	3,856 人	114%
精神障 がい者	3,214 人	3,501 人	3,793 人	4,093 人	4,411 人	137%
難病	4,615 人	4,740 人	4,601 人	5,008 人	5,253 人	114%

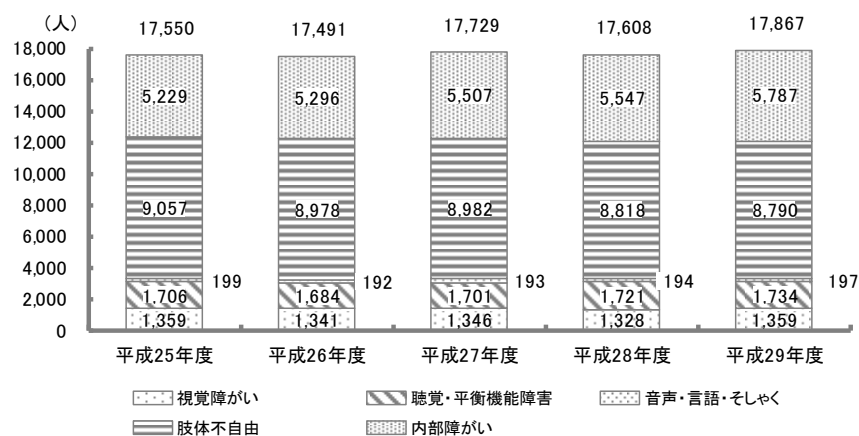
※ここでの伸び率は、平成 29 年度の数値を平成 25 年で除した数値

※統計上、各障がい者手帳所持者を障がい者としており、難病は難病医療費等助成制度認定者数

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

身体障がい者の推移をみると微増ですが、内訳として、内部障がい者は増加しています。内部障がい者には、主に心臓機能障がいや腎臓機能障がいが多く、高齢化の影響により増加していると推測されます。

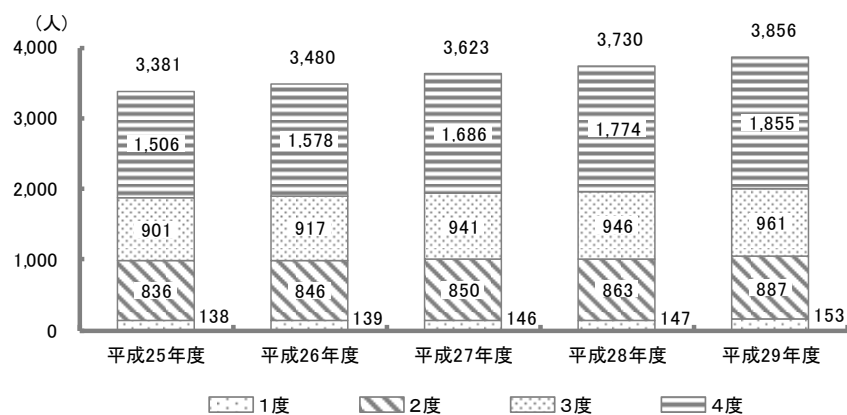
【身体障がい者の推移】



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

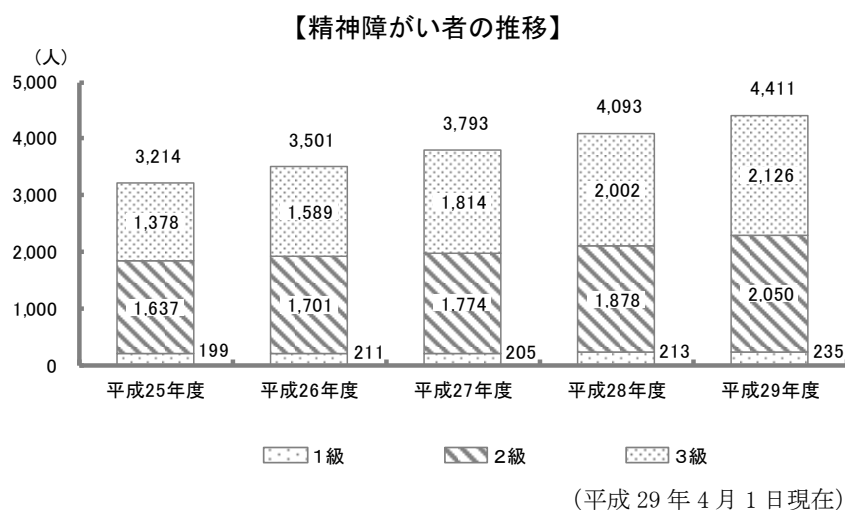
知的障がい者の推移をみると、増加傾向であり、平成 29 年度では 3,856 人となっています。また、認定別にみると、4 度（軽度）が最も多く増加しており、平成 25 年度に比べ約 350 人増加しています。

【知的障がい者の推移】



(平成 29 年 4 月 1 日現在)

精神障がい者の推移をみると、増加傾向であり、平成 29 年度では 4,411 人となっています。また、認定別にみると、3 級（軽度）が最も多く増加しており、平成 25 年度に比べ約 750 人増加しています。なお、発達障がい者は、障がい者手帳を取得しているとは限らないため、統計的な把握が困難になっています。



メンタルヘルスが大事です

板橋区の精神障害者手帳の所持者数は、この 5 年間で 37%増加しています。厚生労働省の全国調査でも、精神病の外来患者は、平成 23 年度 287 万人から平成 26 年度 361 万人と、4 年間に 25%増加しています。

精神病患者に対しては、障がい福祉サービス（特に就労支援関係）を活用した社会復帰の制度が整備されたため、精神障害者手帳を取得する人が、大きく増加したと考えられます。

さらに、厚生労働省が作成した、平成 8 年度と平成 23 年度の精神病患者の内訳を比較すると、かつて主流だった統合失調症は横ばい（72 万人→71 万人）ですが、うつ病等が 2 倍以上（43 万人→96 万人）に増加して精神病患者の主流になり、伸び率ではアルツハイマー等（2 万人→37 万人、18.5 倍）が顕著です。

こうして見ると、メンタルヘルスや認知症の早期発見が非常に重要です。

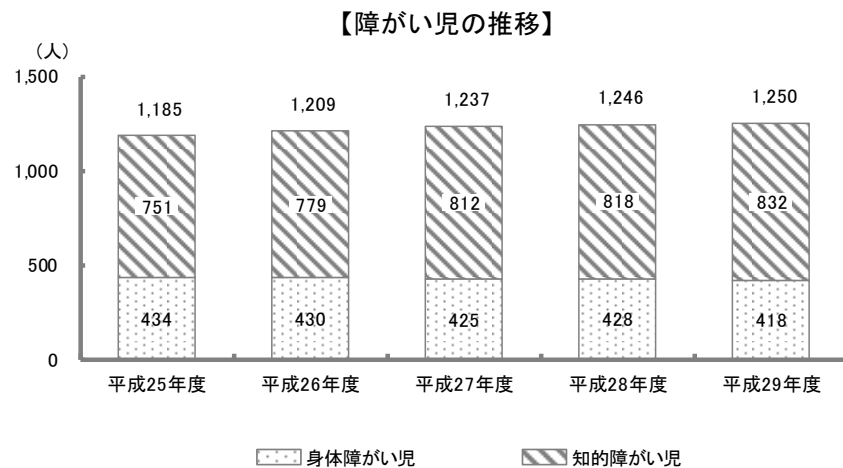
うつ病は、環境のストレスなどが引き金になる場合もあります。また、アルツハイマー等の認知症は、早期治療で悪化の軽減が期待されます。

精神分野でも、健康づくりに取り組みたいですね。

(2) 障がい児の推移と傾向

手帳を所持する障がい児の推移は増加傾向であり、平成29年度では1,250人となっています。また、障がい種別にみると、身体障がい児は微減傾向にありますが、知的障がい児は増加しており、平成25年度に比べ約80人増加しています。

なお、発達の遅れやつまずき等があっても、障がい者手帳を取得するとは限らないため、手帳を持たなくても支援が必要な子どもがいますが、統計的な把握は困難になっています。



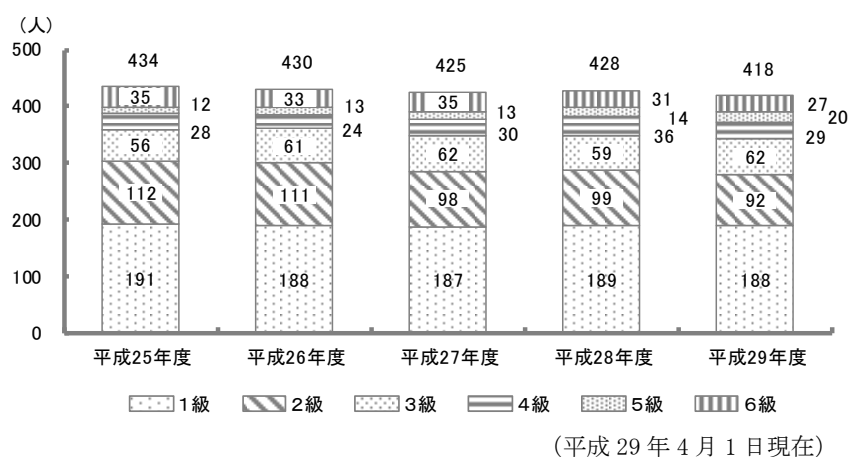
年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	指数
18 歳未満 人口	71,697 人	72,186 人	72,711 人	73,643 人	74,075 人	103%
障がい児	1,185 人	1,209 人	1,237 人	1,246 人	1,250 人	105%
身体障が い児	434 人	430 人	425 人	428 人	418 人	96%
知的障が い児	751 人	779 人	812 人	818 人	832 人	111%

(平成29年4月1日現在)

※ここでの障がい児は各障がいに関する手帳所持者。

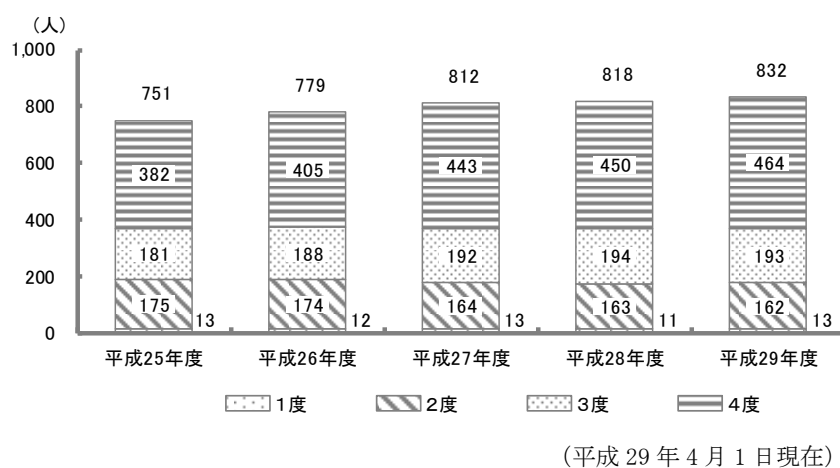
身体障がい児の推移をみると、平成 29 年度では 418 人となっています。また、認定別にみると、1 級、2 級が多く、比較的重度の障がい児が多くなっています。

【身体障がい児の推移】

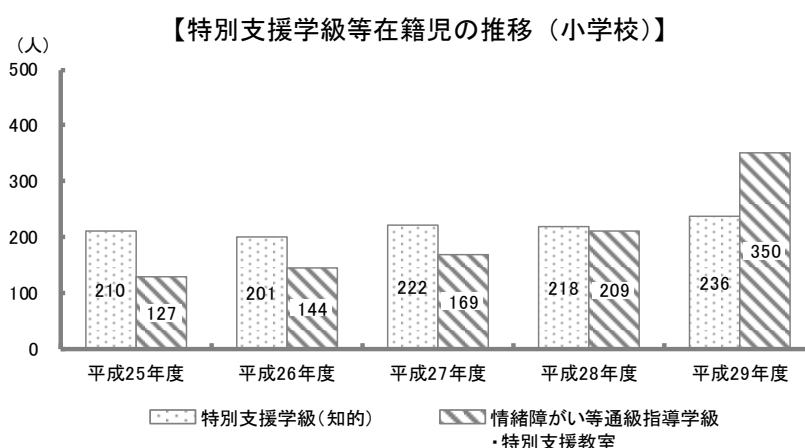


知的障がい児の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成 29 年度では 832 人となっています。また、認定別にみると、4 度（軽度）の障がい児が多くなっています。

【知的障がい児の推移】



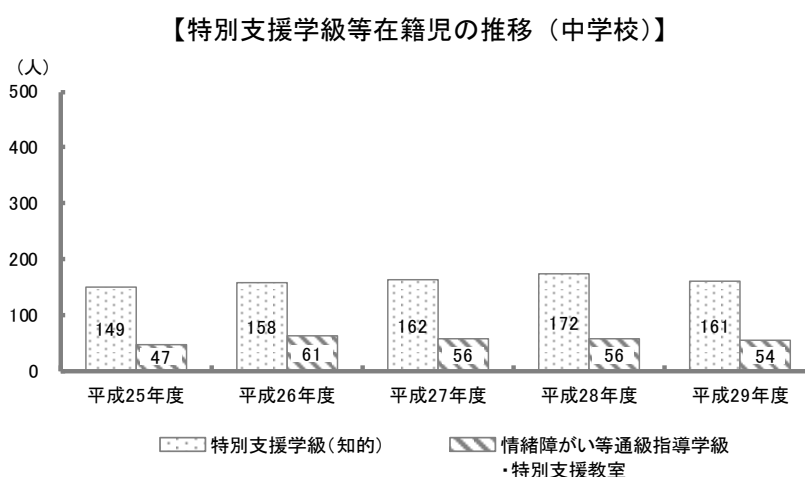
学齢期では、近年、小学校の情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室の利用者が非常に増えています。小学校の情緒障がい等通級指導学級は、児童が他校に設置された学級へ通い特別な指導を受ける通級制度から、教員が対象児童の在籍校を巡回して特別支援教室で指導する制度へ変更され、保護者の送り迎えが必要ないなどの理由から、利用が増加したと考えられます。



※特別支援学級は、区立小学校の在籍数であり、国立、都立の特別支援学校の在籍者数は含まない。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

中学校では、小学校と比較し、情緒障がい等通級指導学級の利用者は少なくなっています。

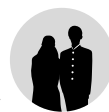


※特別支援学級は、区立中学校の在籍数であり、国立、都立の特別支援学校の在籍者数は含まない。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



いろいろあります特別支援



特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室と、似たような言葉が並ぶと、混同しやすいかもしれません。

特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもが対象で、かつて、盲学校、聾（ろう）学校、養護学校と呼ばれていました。比較的重い障がいのある子が対象ですが、高等部では、就業技術科など障がいの軽い子を受け入れる学校もあります。

特別支援学級は、特別支援学校と同様の障がいのある子どもが対象です。通常の公立学校に設置され、比較的軽い障がいのある子が対象となります。専門的な設備等では、特別支援学校が充実していますが、通常の学級との交流等では、特別支援学級が取り組みやすくなっています。

特別支援教室は、主に発達障がい（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい、学習障がい等）の子どもを対象としています。発達障がいのある子の一部は、在籍学級での授業の一部を抜けて、他校に設置された情緒障がい等通級指導学級で特別な指導を受けていました。しかし、在籍学級との緊密な連携が図りにくいこと、保護者の送迎が必要なことなど、課題がありました。

そこで、発達障がい等の児童が在籍校で指導が受けられるように、各小学校に**特別支援教室**を設置し、教員が巡回指導を行う取り組みが始まっています。



2 制度の変遷

近年における、主な障がい者福祉の動向を整理すると、以下のとおりになります。障がい者の権利と尊厳を保護するとともに、社会参加の促進に向けた法整備が進んでいます。

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月 施行	「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成 23 年 7 月に成立し、平成 23 年 8 月より施行され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直された。
障害者虐待防止法の成立	平成 24 年 10 月施行	虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められた。
障害者総合支援法の成立	平成 25 年 4 月 施行	障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。 平成 25 年 4 月からは、障がい者（児）の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となった。 また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。
障害者優先調達推進法の成立	平成 25 年 4 月 施行	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。
障害者基本計画の策定	平成 25 年 9 月 決定	平成 24 年 12 月に内閣総理大臣あてに提出された「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間を対象とする、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる、障害者基本計画（第 3 次）が策定された。
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1 月 批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取り組みを締約国に対して求めている。

制度の動向	時期	概要
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月 施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。施行は平成 27 年 1 月 1 日。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月 施行	平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月 施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいと理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮の提供に取り組む事を法定義務とした。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。
成年後見制度の利用促進法の成立	平成 28 年 5 月 施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の改正	平成 28 年 8 月 施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 8 月 1 日。
介護保険法等の改正	平成 30 年 4 月 施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。この中で、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	平成 30 年 4 月 施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正	平成 29 年 9 月 衆議院解散のため審議未了	都道府県が入院措置を講じた者に対する退院後の援助を強化するとともに、精神障がい者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、医療保護入院に必要な手続、精神保健指定医の指定制度等について見直しを行うとする、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 2 月に提出された。

3 サービスの利用状況、取り組みのふりかえり (1) 第4期板橋区障がい福祉サービスの実施状況

障がい福祉サービスの実施状況では、生活介護の利用が横ばいの一方で、就労移行支援、就労継続支援の実績が増加しています。障害者雇用促進法の影響で、企業の採用意欲、障がい者の就労意欲が高まり、就労支援に関わるサービスの利用が伸びています。一方、施設入所支援の利用者が減りつつあり、共同生活援助（グループホーム）が増加しています。

【障がい福祉サービスの実施状況】

		単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問系サービス	居宅介護	時間分	11,708	12,419	106.1%	13,521	11,843	87.6%	14,153	13,201	93.3%
		人／月	656	776	118.3%	814	784	96.3%	852	855	100.4%
	重度訪問介護	時間分	13,667	15,070	110.3%	15,608	15,958	102.2%	15,931	16,455	103.3%
		人／月	38	52	136.8%	56	54	96.4%	62	54	87.1%
	同行援護	時間分	3,651	3,882	106.3%	3,937	3,953	100.4%	3,980	4,186	105.2%
		人／月	200	140	70.0%	148	145	98.0%	152	152	100.0%
	行動援護	時間分	155	113	72.9%	155	0	0.0%	155	7	4.5%
		人／月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	人／月	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	15,926	16,575	104.1%	17,879	16,584	92.8%	18,355	16,633	90.6%
		人／月	787	860	109.3%	903	858	95.0%	927	860	92.8%
	自立訓練（機能訓練）	人日分	73	110	150.7%	120	122	101.7%	125	59	47.2%
		人／月	8	7	87.5%	6	7	116.7%	7	4	57.1%
	自立訓練（生活訓練）	人日分	999	1,167	116.8%	1,241	1,137	91.6%	1,279	1,456	113.8%
		人／月	36	51	141.7%	53	46	86.8%	57	54	94.7%
	就労移行支援	人日分	1,472	1,768	120.1%	1,873	2,000	106.8%	1,895	2,280	120.3%
		人／月	110	105	95.5%	113	122	108.0%	115	148	128.7%
	就労継続支援（A 型）	人日分	747	675	90.4%	743	809	108.9%	762	1,014	133.1%
		人／月	41	38	92.7%	44	45	102.3%	45	56	124.4%
	就労継続支援（B 型）	人日分	10,937	11,563	105.7%	12,610	11,618	92.1%	12,887	11,949	92.7%
		人／月	696	706	101.4%	730	707	96.8%	746	735	98.5%
	療養介護	人／月	53	51	96.2%	51	51	100.0%	51	56	109.8%
	短期入所	人日分	652	747	114.6%	815	853	104.7%	864	1,053	121.9%
		人／月	76	94	123.7%	97	99	102.1%	104	111	106.7%
	共同生活援助(グループホーム)	人／月	58	247	425.9%	260	264	101.5%	277	305	110.1%
	施設入所支援	人／月	421	428	101.7%	420	400	95.2%	415	398	95.9%
地域移行支援	人／月	—	1	—	3	1	33.3%	5	3	60.0%	
計画相談支援	人／月	—	110	—	260	185	71.2%	330	286	86.7%	

(2) 障がい児向けサービスの実施状況

障がい児向けサービスの実施状況をみると、児童発達支援、放課後等デイサービスで利用人数が増加しています。

【障がい児向けサービスの実施状況】

	単位	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人／月	—	106	—	173	146	84.4%	200	213	106.5%
医療型児童発達支援	人／月	—	2	—	5	5	100.0%	5	11	220.0%
放課後等デイサービス	人／月	—	282	—	387	355	91.7%	425	417	98.1%
障害児相談支援	人／月	—	8	—	55	20	36.4%	70	58	82.9%
保育所等訪問支援	人／月	—	0	—	—	0	—	—	0	—

児童発達支援の支給決定状況をみると、幼稚園や保育園に通いながら、利用している幼児が多くいます。

【児童発達支援の実施状況 平成 29 年 6 月支給決定】

	単位	支給決定全体	幼稚園利用幼児 ＜内数＞	保育園利用幼児 ＜内数＞
児童発達支援	人	237	85	66

放課後等デイサービスの支給決定状況をみると、多くが特別支援学校や特別支援学級（知的）の児童生徒であり、情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室、通常の学級の児童生徒は少数です。

【放課後等デイサービスの実施状況 平成 29 年 6 月支給決定】

	単位	支給決定全体	特別支援学校・ 特別支援学級（知的） ＜内数＞	情緒障がい等通級 指導学級・通常の 学級 ＜内数＞
放課後等デイサービス	人	422	379	35

(3) 地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業とは、障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、区市町村で柔軟に事業を実施できる国の制度です。

地域生活支援事業の実施状況をみると、必須事業では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、情報・意思疎通支援用具、移動等支援事業で増加しています。任意事業では、日中一時支援、訪問入浴サービスで増加しています。

【地域生活支援事業の実施状況（必須事業）】

サービス名		平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績
理解促進研修・啓発事業				
	福祉体験学習・区民交流会・研修会	6,039 人	5,086 人	5,422 人
成年後見制度利用支援事業				
	利用支援・費用助成	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
	手話相談員設置事業	4 人	6 人	6 人
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	3,046 人	3,046 人	3,375 人
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業				
	介護・訓練支援用具	39 件	20 件	32 件
	自立生活支援用具	143 件	118 件	100 件
	在宅療養等支援用具	72 件	63 件	69 件
	情報・意思疎通支援用具	131 件	130 件	134 件
	排泄管理支援用具	8,177 件	9,595 件	8,394 件
	居宅生活動作補助用具	14 件	12 件	14 件
手話奉仕員養成研修事業				
	手話講習会	160 人	158 人	178 人
移動等支援事業				
	実施箇所	250 か所	272 か所	285 か所
	年間利用見込者数	8,364 人	9,429 人	9,847 人
	年間延利用時間数	90,113 時間	99,413 時間	102,846 時間
地域活動支援センター機能強化事業				
I 型	実施箇所	2 か所	2 か所	2 か所
	実利用者数	289 人	280 人	283 人
II 型	実施箇所	5 か所	5 か所	4 か所
	実利用者数	155 人	148 人	136 人
III 型	実施箇所	0 か所	0 か所	0 か所
	実利用者数	0 人	0 人	0 人

【地域生活支援事業の実施状況（任意事業）】

サービス名	平成 26 年度 実績	平成 27 年度 実績	平成 28 年度 実績
日常生活支援			
日中一時支援	1,449 日	1,502 日	2,567 日
訪問入浴サービス	1,297 回	1,318 回	1,403 回
社会参加促進事業			
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
文化芸術活動振興	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施
権利擁護支援			
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施
就業・就労支援			
更生訓練費支給	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施

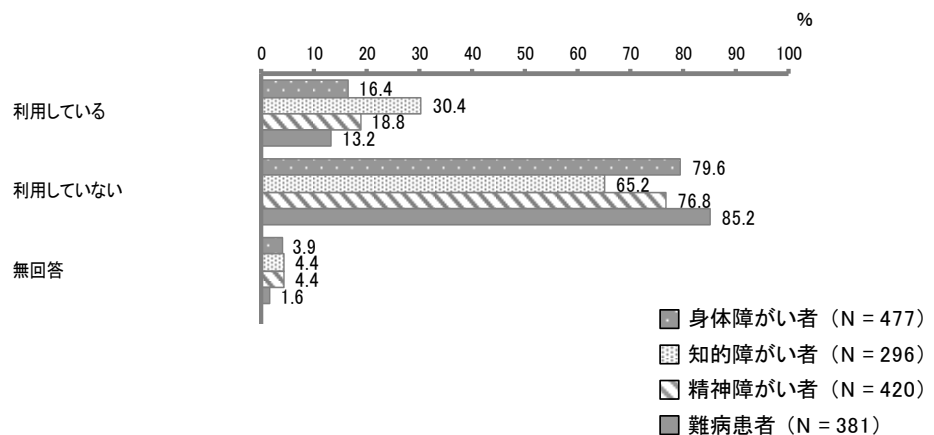
(4) 障がい福祉に関する区民意向調査の結果

本計画策定のため、障がい当事者を中心に区民アンケートを実施しました。主な結果は以下のとおりです。

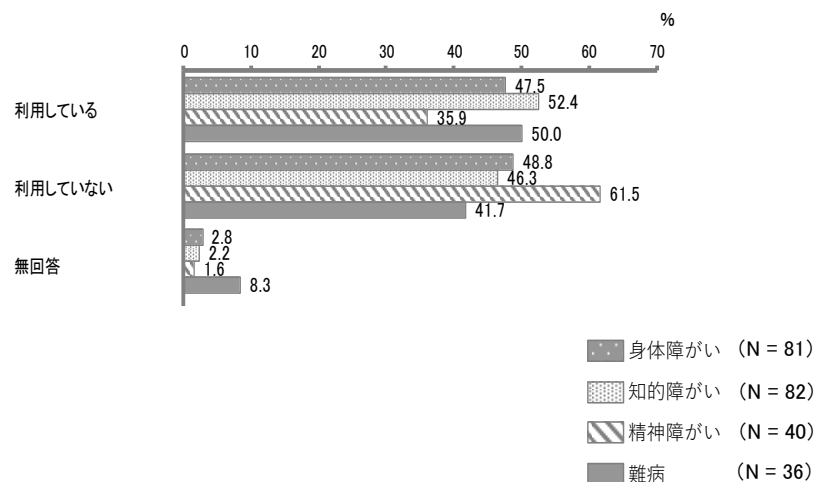
※全体について

- ① 現在、障がい福祉サービスの利用者は、どの障がいでも概ね3割以下です。常に介助が必要な状態でも、概ね半数の人は、サービスを使っていない潜在的な対象者になります。将来的には、障がい福祉サービスの利用者数は拡大すると見込まれます。

障がい福祉サービスの利用状況（全体）

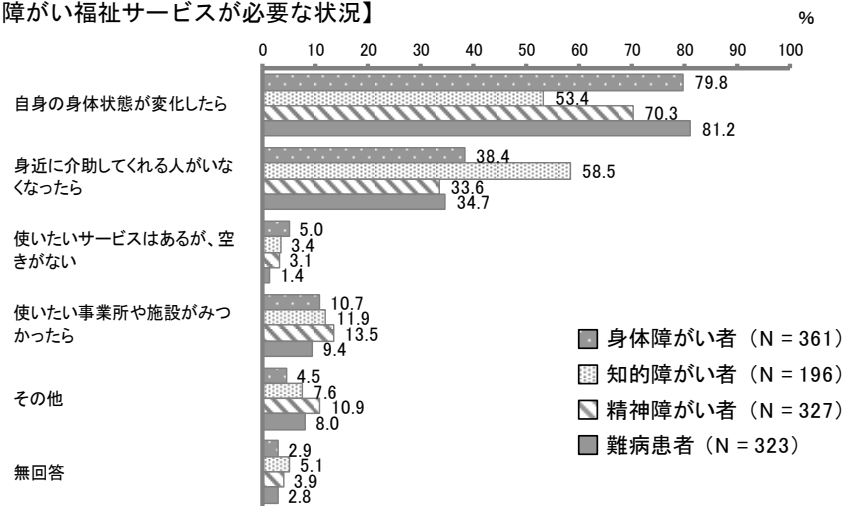


障がい福祉サービス利用状況（常に介助が必要な人）



- ② 現在、障がい福祉サービスを利用していない障がい者でも、身体状態の変化や身近に介護してくれる人がいなくなったら、自宅生活の維持や地域での自立生活等のニーズに応じて、障がい福祉サービスを使いたいと考えています。今後利用が希望されている障がい福祉サービスでは、相談支援が上位を占めています。

【障がい福祉サービスが必要な状況】



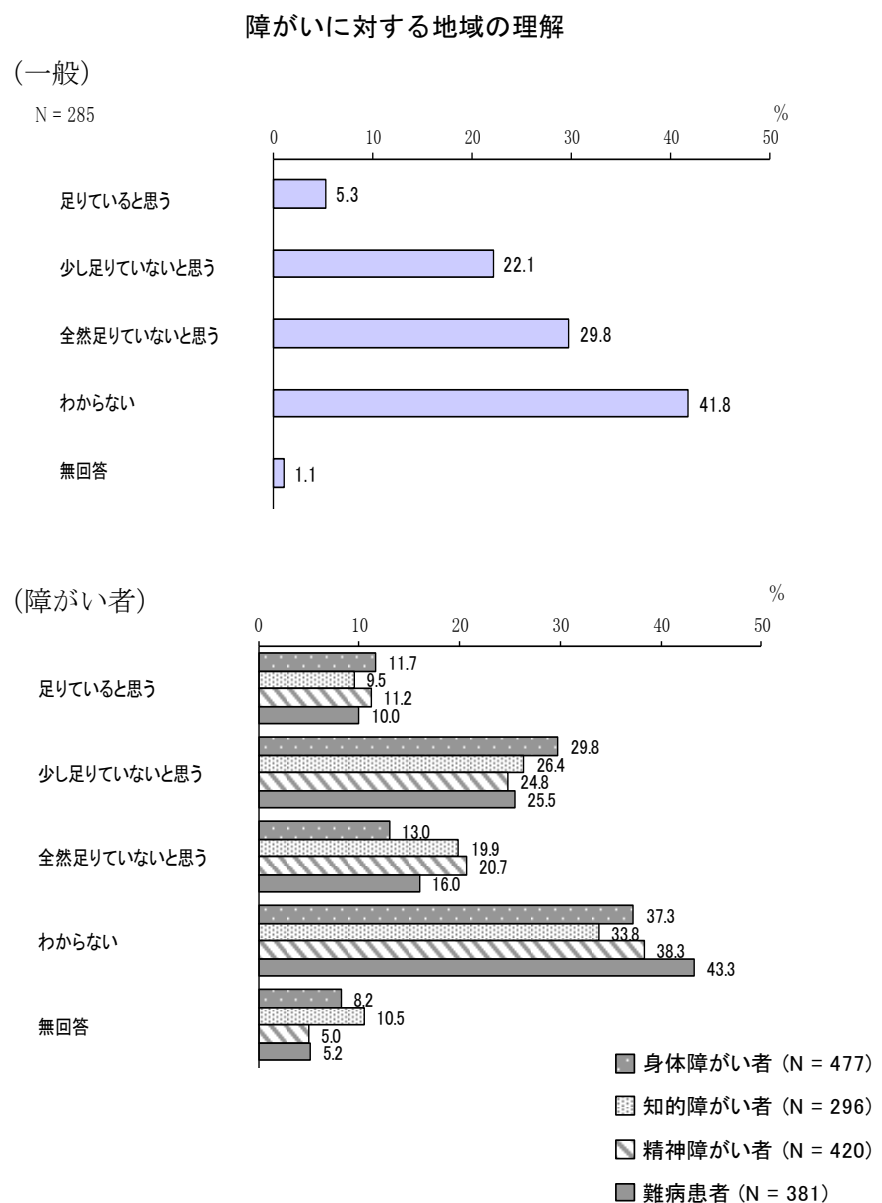
【対象別上位5回答】

(単位：%)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
1	相談支援 20.4	短期入所（ショートステイ） 27.6	相談支援 30.9
2	居宅介護（ホームヘルプ） 12.5	共同生活援助（グループホーム） 26.5	就労継続支援（A型、B型） 16.1
3	短期入所（ショートステイ） 11.8	施設入所支援 24.9	居宅介護（ホームヘルプ） 16.1
4	生活介護 8.9	就労継続支援（A型、B型） 23.2	自立訓練（機能訓練、生活訓練） 11.7
5	自立訓練（機能訓練、生活訓練） 8.9	相談支援 23.2	生活介護 11.4
—	この中に、利用したいサービスはない 42.1	この中に、利用したいサービスはない 5.5	この中に、利用したいサービスはない 25.2

- ③ 地域での障がい者に対する理解や対応について、障がい者と障がいのない人（一般）で比較すると、「足りている」と思う割合は障がい者で高く、「全然足りていない」と感じる割合は、障がいのない人で高くなっています。

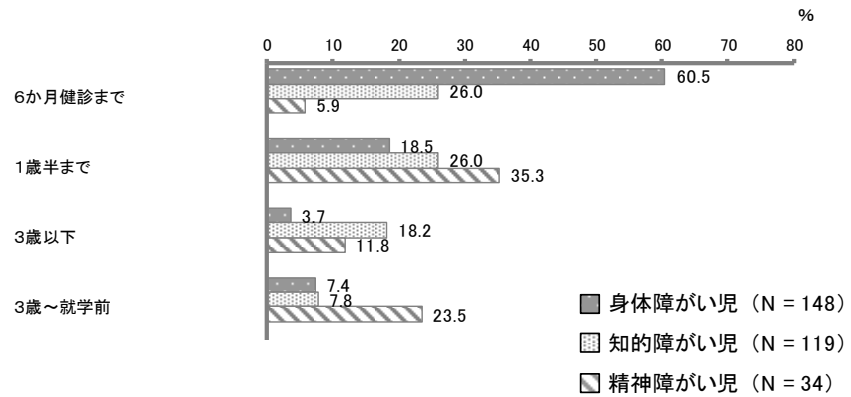
一方で、障がいのある・なしに関わらず、「わからない」と答える割合も多いことから、相互交流の機会が豊富でないため、理解について差異が生じているとも考えられます。



※障がい児について

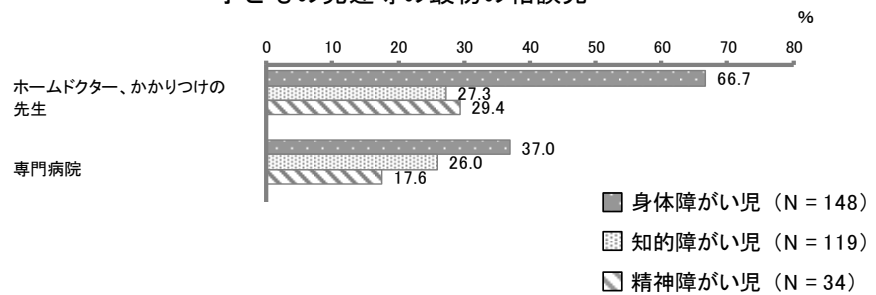
- ④ 手帳を所持する障がい児について、保護者が子どもの障がい等について気になり始める時期は、身体障がいは乳児期、知的障がい・精神障がいは、就学前までが多くなっています。

子どもの発達等について気になり始める時期

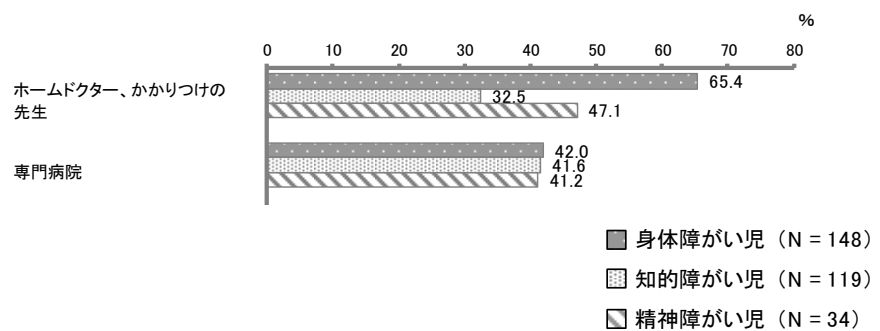


- ⑤ 障がい等を気になった保護者の相談は、医療機関が最も多くなっています。

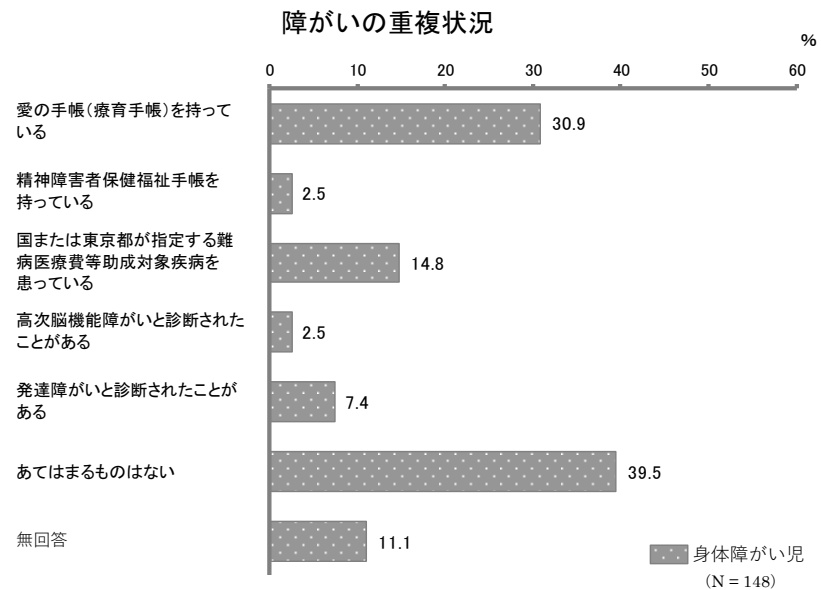
子どもの発達等の最初の相談先



現在の主な相談先

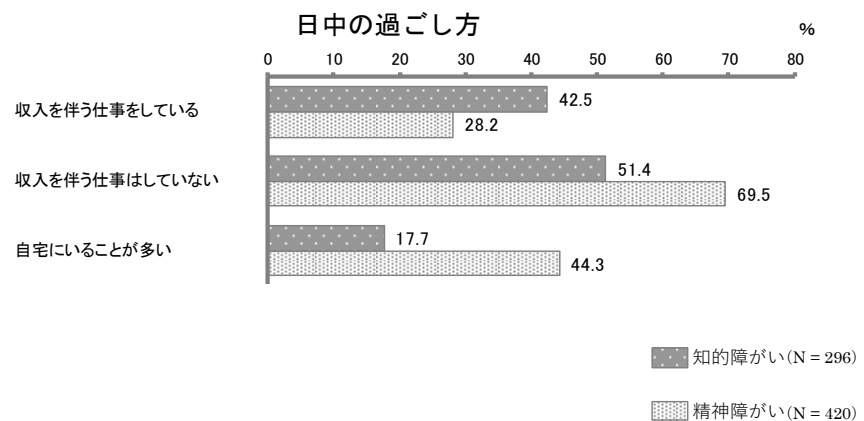


- ⑥ 特に身体障がい児は、知的障がい等の重複障がいの比率が高く、保護者の負担は大きくなっています。



※精神障がいについて

- ⑦ 知的障がい者よりも精神障がいの方が、日中家におり、収入の伴う仕事をしていない傾向が伺えます。



※区に望む施策について

- ⑧ 障がいのある・なしに関わらず、区民が共通して区に望む施策は、就労支援と教育の充実です。

【対象別上位5回答】

(単位：%)

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病患者	一般
1	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	利用できる施設を増やすこと	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること
	42.4	47.5	43.0	42.4	56.7
2	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること
	42.1	43.1	40.9	42.4	53.7
3	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること	相談体制を充実させること	障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めること	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること
	38.2	39.8	37.6	36.8	45.3
4	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	障がい福祉サービスや福祉に関する情報提供を充実させること	相談体制を充実させること
	35.5	38.7	37.6	34.0	38.3
5	利用できる施設を増やすこと	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること	利用できる施設を増やすこと	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること	早期発見を支援し、早い段階での適切な対応に努めること
	35.5	33.1	35.9	32.8	36.8

(5) 障がい福祉サービス費用の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい福祉サービス費	百万円	7,495	8,649	9,217

※ここでの障がい福祉サービス費は、障がい児向けサービス費も含む

※端数処理の関係で、単純合計額と合わない場合もある

障がい者の増加や、障がい福祉サービスの利用増に伴い、区の決算における障がい福祉サービス費も増加しています。この傾向が続けば、近年中に100億円を超える見込みです。

身体障がいでは内臓疾患（腎臓病や心臓病）、精神障がいではうつ病や気分障がい等に起因して手帳を取得する傾向が見られます。このことから、生活習慣病予防やメンタルヘルスの取り組みを強化して、障がいの原因を予防することが求められます。

また、アンケートの結果によると、区民が区に望む政策として、障がいのある・なしを問わず、障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ることが上位になっており、教育や訓練の機会の充実により、一般就労し自立した生活を営める障がい者が増加することも望まれます。

第 3 章



計画の基本目標と重点施策

- 1 国の基本指針
- 2 板橋区の基本目標
- 3 板橋区の重点施策

3

計画の基本目標と重点施策

国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。

板橋区の基本目標

上位計画である地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者が社会のあらゆる活動に参加し、地域における全ての主体が共生しうる社会の実現に向け、「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」をめざすべき基本目標とし、この基本目標を区民・事業者と行政とで共有するものとします。

板橋区の重点施策

板橋区の現状と主要課題や国の施策の方向などを踏まえ、めざすべき基本目標である「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」に向けて、今後の新たな重点施策を設定します。

重点施策は以下の5つを定めます。

- ・障がい児の成長を支える体制の整備
- ・社会参加の促進・障がい者の就労支援
- ・地域における自立支援の仕組みづくり
- ・障がいの特性に応じた支援
- ・障がい者の権利擁護

第3章

計画の基本目標と重点施策

1 国の基本指針

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・区市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を定めるものとされています。基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、子ども・子育て支援法及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

また、計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障がい福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度（2020年度）における計画目標を設定することとされています。

目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	・平成32年度末における地域生活に移行する者 ・平成32年度末の施設入所者数
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	・地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	・平成32年度中に一般就労に移行する者 ・就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率 ・就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障がい児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

2 板橋区の 基本目標

基本目標

一人ひとりが、自分らしく
社会参画できる地域づくり

障がい福祉計画の上位計画である板橋区地域保健福祉計画では、「つながり」をキーワードとして区の保健福祉分野の将来像を描いており、障がい者分野の基本目標は、「自分らしくつながることができる地域づくり」です。この基本目標をより具体的に示すため、障がい福祉計画でめざす社会像を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」とし、区民・事業者と行政とで共有するものとします。

「自分らしく」とは、障がい者の立場からみれば、自分の生活や生き方を自己決定・自己選択し、その人らしく暮らすことを意味します。適切な支援を活用しながら地域の中でともに暮らし、ともに支え合いながら暮らせる社会の実現が望まれます。障がい児に対しては、本人の最善の利益を守るために、どのような配慮と支援が必要かを関係者が共有し、発達の状況に応じた支援が必要です。

「社会参画できる地域づくり」には、障がい児の発達を支援できるよう、また障がい者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を重点的に整備するとともに、重度・重症の障がいがあっても、地域で生活し続けられるよう、地域生活を支援する体制を整備することが求められます。また、基本的な福祉ニーズを公的なサービスで対応しつつ、関係諸機関が相互に連携し、自助・共助・公助により、その人の社会参画を支えることも重要です。

障がい者が、その能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らせるよう、障がいのある・なしに関わらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあい、認めあう地域共生社会を、住民と行政でつくっていきます。

3 板橋区の重点施策

板橋区の現状と主要課題や国の施策の方向などを踏まえ、めざすべき基本目標である「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」に向けて、過去の重点目標をふりかえりつつ、今後の新たな重点施策を設定します。

(1) 障がい児の成長を支える体制の整備

障がい児の支援にあたっては、特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の状態に対応するため、ライフステージに応じた切れ目のない、保健、医療、福祉、教育、就労支援等が連携した支援の提供が求められます。区では、主に、健康生きがい部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局で、障がい児のニーズに対応してきました。

健康生きがい部は、主に健康福祉センターにおける母子保健や幼児期の健康診断等を通して、病気や障がいの早期発見に努めるとともに、保健師や子ども発達支援センターによる相談業務等に関わっています。

福祉部は、児童発達支援事業や放課後等デイサービスといった療育や、療育に関する障がい児相談等に関わっています。

子ども家庭部は、子ども施策を統括しつつ、保育園や児童館、子ども家庭支援センターの運営等に関わっています。

教育委員会事務局は、幼稚園や小中学校、情緒障がい等通級指導学級（特別支援教室）、聴覚や言語に携わる通級指導学級、知的障がい児に携わる特別支援学級の設置や運営に関わり、あいキッズ（板橋区版放課後対策事業）等も担当しています。

板橋区では、このように、様々な部局で、障がい児の成長を支援してきましたが、広範囲にわたる児童行政全般の中で、障がい児施策の把握・分析・対応に課題が生じています。今回、障がい児施策に着目して実態を把握し、また、アンケートや諸資料を通して、課題を検討し、目標を設定します。

① 主に幼児期の施策

ア 早期発見と情報の共有を通じた早期支援

発達の遅れや障がいを早期に受容することで、早期の療育が可能となります。また、専門的な療育とソーシャル・インクルージョン¹を通じて、社会生活上の困難を軽減することが期待されます。早期の対応は二次障がいを予防し、学齢期や就労期における社会生活上のつまずき等の軽減を期待することができます。

区では、乳幼児健診に伴う心理相談や遊びを通じた早期発達支援事業、CAP' S 児童館の「ほっとサロン」、子ども家庭支援センターの子どもなんでも相談等で、継続的に地域で支援を行い、支援側の気づきから、関係機関への紹介や連携を行ってきました。また、保育園等では、配慮が必要な園児に対応しつつ、保護者との情報共有に取り組んでいます。しかし、発達の遅れやつまずき、障がいの受容は、当人やその家族にとって不安や悩みを生じがちです。

そこで、区では、保護者から信頼されている医師会等関係機関と連携し、不安や悩みに対する相談支援、専門相談の機能を一層充実させつつ、発達の遅れやつまずき、障がいの早期発見・情報の共有について、一層取り組みます。

なお、平成 28 年度（2016 年度）の児童福祉法の改正に伴い、特別区についても児童相談所を設置できるようになりました。これにより、区は、平成 33 年度（2021 年度）の開設をめざし、検討を進めています。区が児童相談所を設置することで、今まで都の児童相談所で行っていた障がい児に関する相談や事務等についても、他の障がい児支援施策とあわせて、区が一体的に実施できることとなります。

区は、児童相談所の設置を見据え、児童と保護者にとって利用しやすい障がい児支援体制の検討を進めます。

¹ 一人ひとり、排除や孤立から援護し、地域社会の一員として包摂する考え方。詳細は、第 6 章 1 用語集を参照（P111）

イ 相談機関、療育機関の充実

発達の遅れやつまずき、発達が「気になる」子どもについて、専門相談や療育へのニーズが高まる一方、相談機関と療育機関では、待機期間の長期化が問題となっています。

早期発見に対応する専門的相談事業所については、区内で大幅に不足しているため、区は、民間参入を積極的に促進します。

幼児向けの児童発達支援事業所も不足し、待機児が発生しているため、民間参入を積極的に促進するとともに、関係機関と連携しつつ、区立福祉園の療育機能の拡充を検討します。

国からは、今期計画の目標として、区内に最低1か所児童発達支援センターを設けるように示されています。区には既に2か所の児童発達支援センターが設けられていますが、人口規模等を踏まえつつ、望ましい相談体制のあり方についても検討を続けます。

ウ 療育と幼児教育、保育との連携

療育を受けている幼児の半数以上は、保育園や幼稚園にも通園しており、なかでも幼稚園に通う幼児が多くなっています。幼稚園や保育園への支援、療育と保育・教育との連携を通して、多くの障がい児が幼稚園や保育園に通園できる環境を整備します。

国からは、今期計画の目標として、保育所等訪問支援の事業所を設けるように示されています。関係機関相互の連携体制を強化するには、保護者の了解のもと、情報共有が必要です。区は、幼稚園、保育園等と児童発達支援事業所の連携を促進するため、保育所等訪問支援の活用を検討します。

エ 重症心身障がい、医療的ケア児への対応

手帳を持つ身体障がい児は、比較的重度の子が多く、知的障がい等との重複障がいも多くなっています。また、医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）についても支援体制の整備が求

められています。

この点について、国からは、今期計画の目標として、区内に最低1か所、重症心身障がいに対応する児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを設置するよう示されています。区には、重症心身障がいに対応する児童発達支援事業所がないため、設置について検討します。また、児童発達支援事業所に通えない幼児には、国が創設する居宅訪問型児童発達支援の活用を検討します。学齢期以降に対応する重症心身障がい向けの放課後等デイサービスについては、利用意向を把握しつつ、供給の確保に努めます。

医療的ケア児については、そのニーズが多様であり、支援には、個別具体的な検討が必要です。国からは、医療的ケア児に対応するための会議体の設置が求められており、区においては、地域自立支援協議会障がい児部会において、医療的ケア児に対応する専門会議を設置し、対応策の検討にあたります。また、保護者の負担も重くなりがちであることから、在宅レスパイトのための訪問看護事業等の検討を進めます。

② 主に学齢期の施策

ア 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象の児童生徒への取り組み

通級指導学級は、教員が巡回して指導する制度に変更され、利用児童数が大幅に増加しました。しかし、国や都の調査では、特別な支援を必要とする児童は、依然として通常の学級に多く在籍するとされています。これらの情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象となる児童生徒には、学校での指導を通して、どのような目的を達成させるか、どのような課題を解決するかを明確にし、学校と関係機関が連携を図り、目標達成や課題解決のための支援が必要です。

また、これらの児童は、小学校から中学校に進学する際、情緒障がい等通級指導学級での指導を受けなくなる場合も見られます。区では、情緒障がい等通級指導学級から特別支援教室での巡回指導を中学校でも順次展開し、機会の確保に努めます。

なお、学齢期を対象とする放課後等デイサービスの利用者には、情緒障がい等通級指導学級や特別支援教室で指導を受ける児童生徒が少ないことから、通級指導学級等での指導が必要な発達障がい等の児童生徒に対する専門的な療育体制について、必要性やあり方を検討します。

イ ソーシャル・インクルージョンの取り組み

放課後等デイサービスの利用状況は、その多くが肢体不自由・知的障がいの児童生徒であり、手帳を持たない発達障がい等の児童の人数は少なくなっています。将来的に予想されるつまずき等を軽減し、また、児童が成長に応じて社会に参画できるようにするためには、専門的な療育とソーシャル・インクルージョンの双方が望まれます。このため手帳を持つ児童のあいキッズ活用や、手帳を持たない発達障がい児等への専門的療育について、先進的事例等を踏まえつつ、障がい特性や程度を踏まえた受け入れについて、検討体制を整えま

す。

ウ 放課後等デイサービスの質の改善

学齢期を対象とする放課後等デイサービスは、年齢層においても、障がい特性においても、多様な利用者を受け入れています。多くの民間事業所が参入するサービスでもあることから、質の差異が著しいため、放課後等デイサービスの質の改善について、区として取り組みます。具体的には、情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室対象の児童生徒への取り組みやソーシャル・インクルージョンの取り組みを踏まえ、放課後等デイサービスのあり方について検討を加えるとともに、児童発達支援事業と併せて、連絡会等の開催によるノウハウの底上げを行い、指導体制の強化を検討します。

エ 不登校児対策としての療育機関との連携

発達障がい等の児童生徒を周囲が理解せず、虐待・不適切な養育、自己肯定感の低い状態が続くと、学習困難や引きこもり・不登校等を起こすことがあります。学業不振や不登校の生徒には、発達障がい疑われるケースもあり、発達のつまずき等に応じ、療育機関との連携を図ります。近年は不登校を対象とする療育の事業所も開設されるようになったことを踏まえ、関連部署と障がい児支援部署との連携を強化していきます。

③ 主に就職期の施策

就職のつまずきと障がい者就労支援機関の活用

特別支援学校等を卒業する生徒は、一般就労や福祉的就労（就労継続支援）、生活介護等を選択します。障害者雇用促進法により、障がい者の一般就労が増加する一方で、知能に特段の支障がなく、大学等に通学する学生の中には、対人関係の困難さから、就職活動でつまずき、発達障がいに気づくケースもあります。障がい者の就労支援機関では、発達障がいに重点を置く就労移行支援事業所なども開設されるようになりました。区は、地域の大学や若者支援・就職支援の機関、障がい者就労支援機関が連携して対応します。

(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援

区は、障がい者の社会参画に取り組んできましたが、障がい者とともに活動した経験の少ない人も多く、障がいのある・なしに関わらず、障がいに関する教育機会の充実が求められています。

また、障害者雇用促進法による雇用の拡大や、都や区による障がい者就労支援により、障がい者の一般就労が増加しています。区では、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）を中心に、障がい者の就労を支援してきました。

施 策

① 地域での社会参加の促進

ソーシャル・インクルージョンの視点から、同じ場所でともに行動する機会を確保し、相互理解を促進します。また、教育機会の確保にも努めていきます。

特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定され、障がい者スポーツが取り上げられる機会も増えています。区は、障がい理解の一つの方法として、障がいのある・なしや年齢に関係なく楽しめるユニバーサルスポーツを今後も推進し、障がい理解や社会参加につなげていきます。

また、地域行事への障がい者の社会参加の促進等、地域住民との交流の場の増加も、障がい当事者を含めた区民から求められています。区では、板橋区民まつりや赤塚梅まつり、板橋農業まつりなどの様々なイベントで、障がい施設等の参加機会を設け、地域交流に努めてきました。今後も区が催す各事業等、様々な機会を通じて参加機会を確保するとともに、商店街等の地域主体が実施するイベントに、地域の福祉園等が共同参画することを支援するなど、社会参加の場の充実を図り、障がい理解につなげていきます。

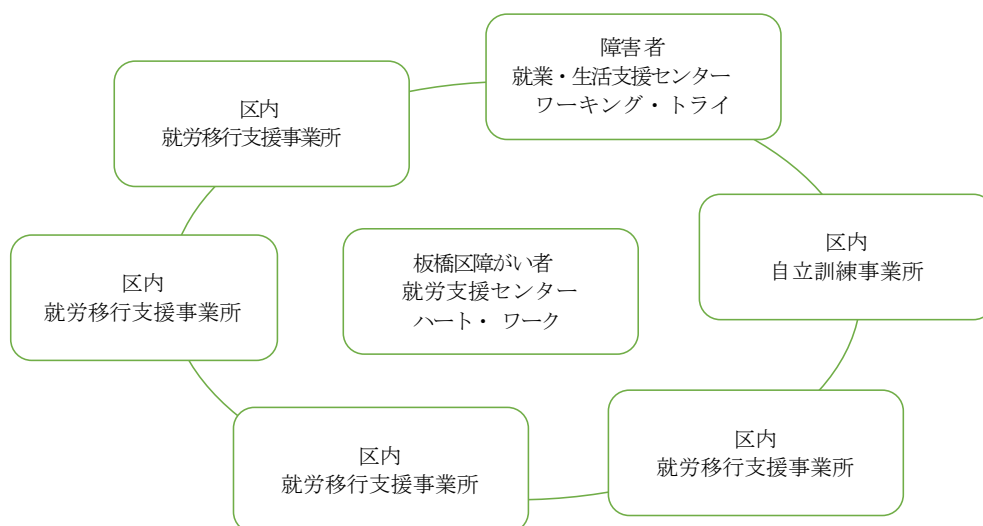
② 長期就労の支援

意欲ある障がい者が就労しやすい環境が整いつつある一方で、就労は、障がい者の環境を大きく変え、また受け入れ先の障がいに対する理解が十分でなければ、早期離職の危険性が高まります。障がい者が長期就労するには、事前の十分な準備と、就労後の支援が必要です。

区では、従来から、ハート・ワークを中心に、就職者数の拡大だけでなく、早期離職を抑制する定着支援に注力しており、近年は、ハート・ワークと区内の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所が連携し、移行支援期の十分な準備を促進するためのネットワークを構築しています。また、十分な訓練期間を確保するため、教育関係機関や自立訓練事業所も含めた、さらなるネットワークを構築しつつあります。

今般、国の制度改正により、主にハート・ワークが取り組んできた定着支援が障がい福祉サービスの「就労定着支援」として創設されます。区は、就労定着支援の質をより向上させるため、従来構築してきたネットワークを基礎としつつ、既存事業者の「就労定着支援」への参入とネットワークへの参加を促進し、地域全体としての支援能力向上に努めます。

就労移行支援ネットワーク



なお、国は、平成 32 年度（2020 年度）中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行するとともに、就

労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとしています。

区の平成 28 年度の一般就労移行者は 52 名であり、平成 32 年度（2020 年度）の目標は 78 名となります。就労移行支援事業の利用者は、平成 28 年度は 164 名であり、平成 32 年度（2020 年度）には 197 名が目標となります。

また、国は平成 32 年度（2020 年度）末における就労移行支援事業所の利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることとしています。区としては、一般就労移行者一人ひとりの早期離職を予防するため、長期就労に必要な訓練期間の確保をより重視します。就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする目標に対しては、区では定着支援に注力し、平成 28 年度で 90%に到達しているため、現状を維持していくこととします。

(3) 地域における自立支援の仕組みづくり

多くの障がい者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと思っています。区でも基幹相談支援センターを設置し地域の相談支援機能を強化するとともに、グループホーム等の参入促進に取り組んできました。施設入所が減少傾向にある一方で、グループホームの利用実績は着実に拡大しており、地域で暮らす障がい者は増加傾向にありますが、一層地域全体で取り組む必要があります。

施 策

① 当事者が地域で暮らし続けられる仕組み

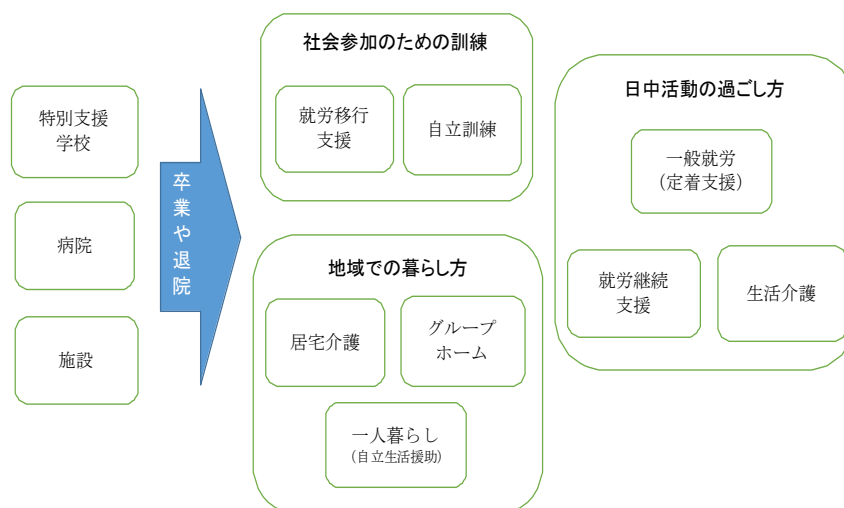
障がい者が地域で暮らすためには、周囲の環境や障がいの特性により、障がい福祉サービスが必要となる場合があります。例えば、病院から退院して自立訓練を経て一人暮らしで就職する人、施設から退所してグループホームで仲間と暮らしながら就労継続支援を利用する人、特別支援学校を卒業して親と生活しつつ生活介護を利用する人などがいます。障がい者が地域で暮らし続けられるように、障がい者自身の加齢に伴う障がいの重度化やその家族の高齢化を踏まえ、区は、生活の場の確保、緊急時の受入対応体制の整備、医療ニーズへの対応等、地域の体制づくりを行います。

また、現在障がい福祉サービスを必要としない人についても、将来を見据えて対応する仕組みが必要です。特に、親亡き後、障がい者が地域で暮らし続けるには、事前に時間をかけて自立生活を訓練する仕組みが求められます。障がい者が地域で暮らし続けるため、地域生活支援拠点をベースに、地域で暮らし続けるためのネットワークを確立させ、グループホームを整備していきます。

なお、障がい者等の地域生活を支える地域資源を効率的に活用する仕組みとして、国は「共生型サービス」という新サービスを創設します。障がい福祉サービスの事業所が介護保険サービスの指定を受けることで、同一事業所が継続して利用者に対

応できることから、障がい福祉サービスと介護保険サービスとのより良い連携が期待できます。区は、「共生型サービス」の積極的な活用を検討します。

障がい福祉サービス利用のイメージ図



また、国では、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 % 以上を地域生活へ移行するとともに、平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 % 以上を減らすことを基本としています。

区では、平成 28 年度末の施設入所者は 397 名であり、平成 32 年度（2020 年度）末には、36 名以上を地域移行し、8 名以上の入居者を減らすことを目標とします。

さらに、国は、地域生活支援拠点について、平成 32 年度（2020 年度）末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所を整備することと示しています。区は、地域生活支援拠点の主要機能の整備を新たに検討します。基幹相談支援センターについては、区では既に 1 か所を整備しておりますが、児童発達支援センターと同様に、今後の相談のあり方やニーズに応じて検討します。

② 精神病床の長期入院患者を地域へ

精神病床から長期入院患者を退院を促進し、グループホーム等を経て、地域生活への移行を支援するため、行政や関係機関との連携による包括的な体制を構築します。

具体的には、国の指導により、各都道府県では、精神病床から長期入院患者を退院させる目標値を定め、市区町村では、退院した精神病患者が地域で暮らせるように、障がい福祉サービス等の提供体制を整える必要があります。

これにあわせて、退院後の精神障がい者が安定して地域生活を送ることができるよう、医療機関をはじめとする関係機関による地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関が連携を図る協議体の整備を進めます。

なお、国は、平成 32 年度（2020 年度）までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしており、区においても、地域自立支援協議会相談支援部会と連携する会議体として、設置に向けた検討を進めます。

さらに、国は「自立生活援助」という新しいサービスを創設します。グループホーム等を退所し、アパート等で一人暮らしを始める障がい者を支援するサービスであり、主な利用者として、通過型グループホームを退所した精神障がい者等が想定されます。区は、精神障がい者の地域包括ケアの一環としても、「自立生活援助」を捉え、事業者の参入を促進します。

(4) 障がいの特性に応じた支援

区では、発達障がいについては「地域保健福祉計画」でも着目しており、分野を越えて横断的に取り組む課題として認識してきました。

また、難病患者は、国の指定範囲が拡大の傾向にあり、平成29年4月1日現在で、障害者総合支援法の対象となる疾病は358あります。

施 策

障がいには様々な種類があり、その特性に応じた支援に取り組みます。

子どもの発達障がいについては、重点施策「(1) 障がい児の成長を支える体制の整備」で記載しています。また、大人になっても切れ目のない支援を受けられるよう、発達障がい者支援センターを設置し、大人の発達障がいの相談に広く対応します。この発達障がい者支援センターでは、関係団体等と協働して、相談機能の質の向上にも取り組みます。なお、大人の発達障がいについては、対人関係や仕事上の悩み、依存症や貧困問題等を通して、大人になってから初めて顕在化することも想定されます。この場合、関係する支援機関が、相談等の第一窓口になるため、区は、関連機関との横の連携を深めて対応していきます。

難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るとともに、本人に対して必要な情報提供を行い、障がい福祉サービスの円滑な活用を支援します。

高次脳機能障がいについては、地域自立支援協議会での部会を通じ、そのニーズの把握に努め、引き続き対応していきます。

(5) 障がい者の権利擁護

区では、障がい者差別解消の周知や区職員向けに啓発研修等を実施するとともに、虐待防止、早期発見の周知に取り組んでいます。また、板橋区社会福祉協議会の権利擁護いたばしサポートセンターを中心として成年後見制度の利用促進にも取り組んできました。

施 策

障がい者への配慮が広く地域で実践されるよう普及啓発を進めます。

まず、障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、地域自立支援協議会に権利擁護部会を立ち上げ、検討を進めます。また、区のイベント等の機会を通して、障がいへの理解の促進を図っていきます。

障がい者差別については、障害者差別解消法の趣旨に基づき、配慮が必要な障がい者は手帳所持者に限られないことなど、広く区民・事業者に対する普及啓発を継続します。併せて、既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の円滑な実施を進めます。

虐待の防止については、区の関係機関や、福祉施設等が連携し、障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護に取り組みます。具体的には、相談支援事業者に対し、訪問による虐待の早期発見及び区との連携について、地域自立支援協議会相談支援部会等で周知を図ります。また、障がい福祉サービスの管理責任者等に対し、虐待防止に努め、早期発見と通報を行うよう求めています。さらに、地域生活支援拠点設置の際には、居室の確保を検討します。

意思決定支援、成年後見制度の面では、知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護いたばしサポートセンターが中心になり、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

各重点施策で記載された施策の方向性で、取り上げた計画目標をまとめると、以下のようになります。

【表 本計画における計画目標一覧】

	基本指針に定める目標	目標
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置	2か所以上
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所以上
	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32年度末における地域生活に移行する者	36 名以上
	平成32年度末の施設入所者数	8名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の整備	設置
福祉施設から一般就労への移行等	平成32年度中に一般就労に移行する者	78 名以上
	就労移行支援事業の利用者数	197 名以上
	就労定着支援事業による1年後の職場定着率	90%以上

第4章



サービスの必要見込量と 確保のための方策

- 1 障がい児向けサービス
- 2 障がい福祉サービス
- 3 地域生活支援事業
- 4 関連計画を含めた施策体系図
- 5 関連計画等の施策概要
- 6 ライフステージに応じた地域の支援体制

4

サービスの必要見込量と確保のための方策

障がい児向けサービス、 障がい福祉サービス、 地域生活支援事業

利用実績及び利用者数や当事者のニーズ等をもとに、サービス見込量を設定します。

利用者の意向及びサービス提供事業者の動向等に注視しながら、区近隣を含めた地域全体で、見込量の確保を図ります。

関連計画を含めた 施策体系図、 関連計画等の施策概要

上位計画である地域保健福祉計画の障がい者（児）分野を中心に関連施策を列挙し、本計画で事業量を定めた障がい福祉サービス等や、実施を示した施策とあわせ、ライフステージを踏まえた障がい者施策の全体像を示します。

ライフステージに 応じた地域の支援体制

前述の体系図に基づき、ライフステージごと、課題ごとの対応窓口について、都や関係機関も含めて示します。



第4章

サービスの必要見込量と確保のための方策

1 障がい児向けサービス

(1) 通所系サービス

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児を対象に、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

現 状

利用者数は大幅に伸びていますが、待機の長期化も問題になっています。

【児童発達支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画見込量	利用者数/月	173	200	227
実 績	利用者数/月	146	213	281

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見込量と確保

待機の長期化を解消・緩和するため、民間事業所の参入を促進するとともに、共生型サービスの活用を検討します。また、幼児療育の望ましい利用についても検討を加えつつ、重症心身障がい児が利用できる事業所の参入を促進します。

【児童発達支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期障がい児計画見込量	利用者数/月	359	407	440

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

現 状

利用は、平成 28 年度急速に拡大し、その後横ばいが続いています。

【医療型児童発達支援の状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数／月	5	5	5
実 績	利用者数／月	5	11	11

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くものとして、サービス量を見込みます。

【医療型児童発達支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期 障がい児計画 見 込 量	利用者数／月	11	11	11

③ 居宅訪問型児童発達支援（新設サービス）

重度の障がいなどの状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

見込量と確保

重症心身障がいに対応できる児童発達支援事業所や医療型児童発達支援事業所等による、併設の事業実施が想定されます。当区内には、重症心身障がいに対応できる児童発達支援事業所も医療型児童発達支援事業所もないため、児童発達支援事業所の参入促進に際し、重症心身障がい児への対応とともに、本事業への参入を促進します。

【居宅訪問型児童発達支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期 障がい児計画 見 込 量	利用者数／月	10	20	30

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

現 状

利用者数は伸びていますが、伸び率は落ち着きつつあります。

【放課後等デイサービスの利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数/月	387	425	443
実 績	利用者数/月	355	417	458

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見込量と確保

学齢期の障がい児の放課後のあり方を踏まえ、サービス量を見込み、また、国の制度改正に基づき、障がい特性を踏まえた量と質の確保に取り組みます。

【放課後等デイサービスのサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期 障がい児計画 見 込 量	利用者数/月	480	502	520

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。

現 状

類似事業として、保育園等においては、要支援児対応のため、医師等による総括指導員及び心理判定員が巡回し、指導・助言を実施していました。

見込量と確保

保育園等による巡回と本事業の併用で、療育と保育・幼児教育の連携が促進されるため、新たに事業を実施します。児童発達支援事業所等による併設の事業実施が想定されるため、情報共有を通じて参入を促進します。

【保育所等訪問支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期 障がい児計画 見 込 量	利用者数/月	10	20	30

(2) 相談支援

① 障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けて「支援利用計画案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行い、「支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、「支援利用計画」の見直しを行います。

現 状

児童の保護者が支援利用計画を自ら作成する「セルフプラン」があるものの、利用者数は増加傾向にあります。

【障害児相談支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数/月	55	70	75
実 績	利用者数/月	20	58	64

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見込量と確保

障害児相談支援事業所の質の向上に取り組むとともに、児童の保護者に相談支援の利用を勧めます。

【障害児相談支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 1 期計画 見 込 量	利用者数/月	75	80	95

2 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

※訪問系サービスは、介護保険の訪問介護事業所等と併設するケースが多く、また事業所も多数参入しています。情報提供やサービスの質の向上を図る支援等により、見込量の確保を図ります。

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、家事の支援等を行います。

現 状

利用時間は見込量に到達していませんが、着実にサービスの利用が進んでいます。

【居宅介護の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数/月	814	852	890
	時間分	13,521	14,153	14,786
実 績	利用者数/月	784	855	896
	時間分	11,843	13,201	13,935

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見 込 量

障がい者数の増加に伴い、今後もサービス量は増加すると見込みます。

【居宅介護のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	利用者数/月	935	975	1,015
	時間分	14,586	15,210	15,834

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人へ、自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

現 状

平成 26 年度の制度改正により利用要件が緩和され、見込量以上に、利用時間が伸びています。

【重度訪問介護の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数/月	56	62	64
	時間分	15,608	15,931	16,253
実 績	利用者数/月	54	54	55
	時間分	15,958	16,455	16,656

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見 込 量

利用人数は微増しつつ、サービス利用時間は増加すると見込みます。

【重度訪問介護のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	利用者数/月	55	56	56
	時間分	16,828	17,001	17,174

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

現 状

利用人数は、ほぼ横ばいになっています。

【同行援護の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用者数/月	148	152	156
	時間分	3,937	3,980	4,023
実 績	利用者数/月	145	152	151
	時間分	3,953	4,186	4,356

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

見 込 量

今後も利用人数・利用時間ともに、横ばいが続くと見込みます。

【同行援護のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	利用者数/月	151	152	152
	時間分	4,370	4,428	4,486

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人への、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

現 状

事実上、1人の方が利用する状況であり、平成27年度に中断しましたが、平成28年度から再度利用が始まっています。

【行動援護の利用状況の推移】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
第4期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1
	時間分	155	155	155
実 績	利用者数/月	0	1	1
	時間分	0	7	60

※平成29年度の実績は、12月末現在の推計値である。

見 込 量

今後も同様の利用傾向が続くと見込みます。

【行動援護のサービス量の見込み】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
第5期計画 見込量	利用者数/月	1	1	1
	時間分	60	60	60

⑤ 重度障害者等包括支援

四肢の麻痺や寝たきりの状態並びに知的・精神障がいにより行動が著しく困難な状態で、常に介護を必要とし、意思疎通が難しい人に、居宅介護等のサービスを包括的にを行います。

現 状

平成 18 年度以降、利用実績はありません。

見 込 量

対象者は、東京都重度脳性まひ者介護事業を利用している状況にあることから、今後もサービス見込み量を 0 とします。

【参考 重度脳性まひ者介護事業の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実 績	対象者数	40	39	38

【参考 重度脳性まひ者介護事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	対象者数	34	34	34

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な人への、昼間の入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

現 状

障がい者の就労意欲の向上から、利用実績は微増傾向であるものの、見込量を下回っています。

【生活介護の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	903	927	959
	人日／月	17,897	18,355	18,988
実 績	人／月	858	860	879
	人日／月	16,584	16,633	17,172

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くと見込まれる一方、障がいの重度化に対応する必要があることから、重症心身障がいへの対応に力を置きつつ、確保に取り組めます。

【生活介護のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	886	893	900
	人日／月	17,692	18,092	18,592

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に、必要な訓練等を行います。

現 状

利用実績は、見込量を下回っています。

【自立訓練（機能訓練）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	6	7	7
	人日／月	120	125	130
実 績	人／月	7	4	5
	人日／月	122	59	65

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

利用人数は大きく変動しないものとして、サービス量を見込みます。

【自立訓練（機能訓練）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	5	5	5
	人日／月	65	65	65

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、まず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行います。生活等に関する相談および助言などの支援も行います。

現 状

当初は見込量を下回りましたが、平成 29 年度には見込量を上回ると推計されます。

【自立訓練（生活訓練）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	53	57	62
	人日／月	1,241	1,279	1,317
実 績	人／月	46	54	66
	人日／月	1,137	1,456	1,882

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

自立に向けて就労移行支援と連携した利用が想定されるため、利用者数の拡大を見込みます。また、民間事業者に本事業への参入を周知促進します。

【自立訓練（生活訓練）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	74	85	97
	人日／月	1,966	2,168	2,370

④ 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行います。

現 状

障がい者の就労意欲は旺盛で、利用人数及び利用日数ともに、見込量を大きく上回っています。

【就労移行支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	113	115	116
	人日／月	1,873	1,895	1,917
実 績	人／月	122	148	165
	人日／月	2,000	2,280	2,654

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

アンケート結果等から今後もこの傾向が続くと見込みます。また、適切な情報提供を通じて民間事業所の参入を促進します。

【就労移行支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	172	184	197
	人日／月	2,758	2,947	3,147

⑤ 就労定着支援（新設サービス）

就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。

見込量と確保

新規に就労する障がい者が利用すると見込まれ、また、原則3年間提供されるサービスであることから、平成32年度（2020年度）までは、利用が大きく拡大すると見込まれます。就労移行支援事業所による併設の事業実施が想定されるため、情報共有を通じて参入を促進します。

【就労定着支援のサービス量の見込み】

		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
第5期計画 見込量	人／月	60	120	180
	人日／月	120	240	360

⑥ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識、能力の向上訓練を行います。

現 状

障がい者の就労意欲は旺盛で、利用人数及び利用日数ともに、見込量を上回っていますが、利用者の工賃確保が困難な事業所が多く、近年、厚生労働省から運営に対し、全国的に強い指導が入っています。

【就労継続支援（A型）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	44	45	47
	人日／月	743	762	781
実 績	人／月	45	56	49
	人日／月	809	1,014	931

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

厚生労働省が運営を大きく見直していること、都内には多くの特例子会社があり、全国では A 型を利用する障がい者でも都内では一般就労しているケースが多くあることから、現状維持と見込みます。また、既存の区内 A 型事業所が工賃を確保できるように、指導します。

【就労継続支援（A型）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	49	49	49
	人日／月	931	931	931

⑦ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識、能力の向上訓練を行います。

現 状

実績は見込量を下回っていますが、利用人数及び利用日数ともに、増加傾向です。

【就労継続支援（B型）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	730	746	761
	人日／月	12,610	12,887	13,146
実 績	人／月	707	735	763
	人日／月	11,618	11,949	12,551

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も増加傾向が維持されると見込みます。また、適切な情報提供を通じて民間事業所の参入を促進します。

【就労継続支援（B型）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	783	802	821
	人日／月	12,926	13,301	13,676

⑧ 療養介護

医療と常時介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。

現 状

平成 28 年度から利用実績が伸びており、見込量を上回っています。

【療養介護の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	51	51	51
実 績	人／月	51	56	60

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

現状の傾向が続くものとして、サービス量を見込みます。

【療養介護のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	64	68	72

⑨ 短期入所（ショートステイ）「福祉型」

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※ 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等で実施する「医療型」に分類されます）

現 状

利用実績が増加しており、計画の見込量を大きく上回っています。

【短期入所（福祉型）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	80	86	91
	人日／月	669	709	749
実 績	人／月	77	89	133
	人日／月	681	956	1,519

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も増加傾向が緩やかに続くと見込みます。また、適切な情報提供を通じて民間事業所の参入を確保します。

【短期入所（福祉型）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	138	142	147
	人日／月	1,569	1,619	1,669

⑩ 短期入所（ショートステイ）「医療型」

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）の施設での入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（※ 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等で実施する「医療型」に分類されます）

現 状

利用人数は計画の見込量を上回っていますが、利用日数は見込み量にわずかに及んでいません。

【短期入所（医療型）の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	17	18	19
	人日／月	146	155	164
実 績	人／月	17	22	30
	人日／月	77	97	158

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も増加傾向が緩やかに続くと見込みます。

【短期入所（医療型）のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	31	32	33
	人日／月	165	170	175

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助（新設）

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）、精神科病院等から退所、退院した人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談、助言等を行います。

見込量と確保

新しいサービスなので、まだ明確ではありませんが、通過型グループホームの退所者による利用が主なものと想定されます。適切な支援体制を確保するため、グループホームの事業者等に、事業への参入を促進します。

【自立生活援助のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	10	10	10

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や、日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現 状

利用実績が大きく伸び、計画の見込量を上回っています。

【共同生活援助の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	260	277	295
実 績	人／月	264	305	335

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

アンケートでの利用希望が多く、今後も同様の増加傾向が続くと見込みます。また、区内での利用を求める声も多く、民間事業所の参入を促進します。

【共同生活援助のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	363	392	421

③ 施設入所支援

施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

現 状

実績は見込量を常に下回っており、第4期の目標である入所者削減を達成しています。

【施設入所支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	420	415	410
実 績	人／月	400	398	397

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

本計画の成果目標とする平成 32 年度末時点での、入所者削減の目標値を推進する方向で、サービス量を見込みます。

【施設入所支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	394	392	390

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービス等の利用者の心身の状況や環境等を踏まえ、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとにモニタリングし、その結果等を踏まえて、サービス等利用計画の見直しを行います。

現 状

計画相談の理解促進を通じ、サービス等利用計画に基づき、障がい福祉サービスを利用するように努めてきましたが、実績は、まだ計画の見込量を下回っています。

【計画相談支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	260	330	350
実 績	人／月	185	286	320

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

サービス等利用計画に基づき、適切に障がい福祉サービスを利用できるように、一層の理解促進に努めます。

【計画相談支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	350	375	391

② 地域移行支援

施設や精神科病院等に入所、入院されている方に対して、住居の確保や、地域での生活に移行するための、支援を行います。

現 状

実績は、計画の見込量を下回っています。

【地域移行支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	3	5	7
実 績	人／月	1	3	2

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

都と連携しつつ、重点施策「(3) 地域における自立支援の仕組みづくり ② 精神病床の長期入院患者を地域へ」を達成するため、サービス量を見込みます。

【地域移行支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	15	15	15

③ 地域定着支援

居宅において、単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

現 状

現在、利用実績はありません。

【地域定着支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	人／月	1	3	6
実 績	人／月	0	0	0

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

都と連携しつつ、重点施策「(3) 地域における自立支援の仕組みづくり ② 精神病床の長期入院患者を地域へ」を達成するため、サービス量を見込みます。

【地域定着支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	人／月	6	6	6

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

区内の町会・自治会、小中高等学校及び各種団体に福祉体験学習を実施し、また、ヘルプカードの普及を通し、障がい者等に対する理解を深めます。

現 状

実績は見込量を大きく上回っています。

【理解促進研修・啓発事業の実施状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	福祉体験学習・交流会・研修会 (人)	3,850	3,900	3,950
実 績	福祉体験学習・交流会・研修会 (人)	5,086	5,422	5,000

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くものとして、サービス量を定めます。

【理解促進研修・啓発事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	福祉体験学習・交流会・研修会 (人)	5,000	5,050	5,100

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用を支援したり、申し立てを行う親族がない場合に区長が申し立てることにより、障がい者の権利擁護を図ります。また、後見人等の報酬を負担することが困難な障がい者に対し、費用を助成します。

現 状

地域生活支援事業として実施しています。

【成年後見制度利用支援事業の実施状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	利用支援・費用助成	実施	実施	実施
実 績	利用支援・費用助成	実施	実施	実施

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

重点施策「(5) 障がい者の権利擁護」の事業として、区長申立と報酬費用助成について、数値目標を掲げます。

【成年後見制度利用支援事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	区長申立 (件)	10	10	10
	報酬費用助成 (件)	168	168	168

③ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者等の相談業務を円滑に運営するため、各福祉事務所に手話相談員を配置しています。また、意思疎通に支障ある障がい者がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視覚障がい者に点訳サービスを実施しています。

現 状

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、実績が見込量を上回っています。

【意思疎通支援事業の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	手話相談員設置事業（設置者数）	6	6	6
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（年間延利用人数）	2,800	2,900	3,000
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施
実 績	手話相談員設置事業（設置者数）	6	6	6
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（年間延利用人数）	3,046	3,375	4,060
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くものとして、サービス量を見込みます。

【意思疎通支援事業の利用状況の推移】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	手話相談員設置事業（設置者数）	6	6	6
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（年間延利用人数）	4,000	4,100	4,200
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施

④ 日常生活用具給付等事業

障がい者等が日常生活を円滑に送ることができるように、自立生活支援用具等の日常生活用具費を支給します。

現 状

用具により、実績が見込量を上回るものもあれば、若干下回るものもありますが、実績は概ね増加しています。

【日常生活用具給付等事業の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	介護・訓練支援用具件数	40	45	50
	自立生活支援用具件数	130	135	140
	在宅療養等支援用具件数	65	70	75
	情報・意思疎通支援用具件数	125	130	135
	排泄管理支援用具件数	7,700	7,800	7,900
	居宅生活動作補助用具件数	30	30	30
実 績	介護・訓練支援用具件数	20	32	31
	自立生活支援用具件数	118	100	120
	在宅療養等支援用具件数	63	69	68
	情報・意思疎通支援用具件数	130	134	131
	排泄管理支援用具件数	9,595	8,394	8,722
	居宅生活動作補助用具件数	12	14	29

見込量と確保

過去の利用実績を基本に、今後も利用が微増するものとして、サービス量を見込みます。

【日常生活用具給付等事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	介護・訓練支援用具件数	35	40	45
	自立生活支援用具件数	125	130	135
	在宅療養等支援用具件数	70	75	80
	情報・意思疎通支援用具件数	135	140	145
	排泄管理支援用具件数	8,800	8,900	9,000
	居宅生活動作補助用具件数	30	30	30

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進のため、手話技術講習や講義等を実施し、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

現 状

利用実績は、見込量には及ばないものの、増加傾向にあります。

【手話奉仕員養成研修事業の実施状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	手話講習会終了 見込者数（人）	200	200	200
実 績	手話講習会終了 見込者数（人）	158	178	180

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くものとして、サービス量を見込みます。

【理解促進研修・啓発事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	手話講習会終了 見込者数（人）	200	200	200

⑥ 移動等支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。また、視覚障がいのある方に代筆・代読の支援をします。

現 状

年間延利用者数と年間延利用時間数の実績は、見込量を下回っているものの、増加傾向にあります。

【移動等支援事業の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	実施事業所数	260	270	280
	年間延利用者数	10,000	10,500	11,000
	年間延利用時間数	105,000	110,000	115,000
実 績	実施事業所数	272	285	285
	年間延利用者数	8,364	9,429	9,600
	年間延利用時間数	90,113	99,413	103,000

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

利用人数、利用時間ともに、今後も利用が増加すると見込み、サービス量を見込みます。

【移動等支援事業の利用状況のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	実施事業所数	290	300	310
	年間延利用者数	10,000	10,500	11,000
	年間延利用時間数	108,000	113,000	118,000

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

通所する障がい者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。Ⅰ型の事業所には専門職員を配置し、相談支援事業を実施します。

現 状

Ⅱ型の事業所が実施箇所は減少し、利用実績は横ばい傾向になっています。

【地域活動支援センター機能強化事業の推移】

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	Ⅰ 型	実施箇所	2	2	2
		実利用者数	290	300	300
	Ⅱ 型	実施箇所	5	5	5
		実利用者数	170	180	180
	Ⅲ 型	実施箇所	0	0	0
		実利用者数	0	0	0
実 績	Ⅰ 型	実施箇所	2	2	2
		実利用者数	280	283	300
	Ⅱ 型	実施箇所	5	4	4
		実利用者数	148	136	132
	Ⅲ 型	実施箇所	0	0	0
		実利用者数	0	0	0

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

今後も同様の傾向が続くものとして、サービス量を見込みます。

【地域活動支援センター機能強化事業のサービス量の見込み】

			平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	Ⅰ 型	実施箇所	2	2	2
		実利用者数	300	300	300
	Ⅱ 型	実施箇所	4	4	4
		実利用者数	140	140	140
	Ⅲ 型	実施箇所	0	0	0
		実利用者数	0	0	0

(2) 任意事業

① 日常生活支援

ア 日中一時支援

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護についての一時的な負担軽減を図ります。

現 状

新たに日中一時支援に取り組む事業所が増えたことから、実績は見込量を大幅に上回ると推計しています。

【日中一時支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	日／年	1,900	1,900	1,900
実 績	日／年	1,502	2,567	4,000

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

保護者の就労等によるニーズが高く、今後も増加するものとしてサービス量を見込みます。

【日中一時支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	日／年	4,500	5,000	5,500

イ 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の障がい者を対象とし、訪問して居宅において入浴サービスを実施します。

現 状

利用実績は、見込量を下回りつつ、増減を繰り返しています。

【訪問入浴サービスの利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	回／年	1,600	1,700	1,800
実 績	回／年	1,318	1,403	1,313

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

障がいの重度化等を踏まえて、サービス量を見込みます。

【訪問入浴サービスのサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	回／年	1,500	1,500	1,500

② 社会参加支援

障がい者の社会参加を促進するため、区では各種の社会参加支援事業を実施しています。

現 状

各種事業を通じ、障がい者の社会参加を支援しています。

【社会参加支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
	文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	実施	実施	実施
	自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
	自動車改造費の助成	実施	実施	実施
実 績	スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
	文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	実施	実施	実施
	自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
	自動車改造費の助成	実施	実施	実施

見込量と確保

重点施策「(2) 社会参加の促進・障がい者の就労支援 ① 地域での社会参加の促進」を達成するため、今後も障がい者の社会参加を支援していきます。

【社会参加支援の利用状況のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施
	文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	実施	実施	実施
	自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施
	自動車改造費の助成	実施	実施	実施

③ 権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づき、虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることがないように支援に取り組めます。

現 状

通報には適切に対応し、必要に応じて関係者会議を開催しています。

【権利擁護支援の利用状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	障がい者虐待 防止対策支援	実施	実施	実施
実 績	障がい者虐待 防止対策支援	実施	実施	実施

※平成 29 年度の実績は、12 月末現在の推計値である

見込量と確保

重点施策「(5) 障がい者の権利擁護」の一つとして、今後も着実に事業を実施します。

【権利擁護支援のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	障がい者虐待 防止対策支援	実施	実施	実施

④ 就業・就労支援

障がい者の社会復帰の促進や自立更正を図るため、就労・就業支援に関わる各種事業を実施しています。

現 状

地域生活支援事業として実施しています。

【就業・就労支援事業の実施状況の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 4 期計画 見 込 量	更生訓練費支給	実施	実施	実施
	知的障がい者 職親委託	実施	実施	実施
実 績	更生訓練費支給	実施	実施	実施
	知的障がい者 職親委託	実施	実施	実施

見込量と確保

今後も事業を継続し、就労・就業支援を通じて、障がい者の社会復帰の促進や自立更生を図ります。

【就業・就労支援事業のサービス量の見込み】

		平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
第 5 期計画 見 込 量	更生訓練費支給	実施	実施	実施
	知的障がい者 職親委託	実施	実施	実施

□□□ 障がい児向けサービスの見込量一覧 □□□

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	人/月	281	359	407	440
医療型 児童発達支援	人/月	11	11	11	11
(新設)居宅訪問型 児童発達支援	人/月	－	10	20	30
放課後等 デイサービス	人/月	458	480	502	520
保育所等 訪問支援事業	人/月	0	10	20	30
障害児相談支援	人/月	64	75	80	95

□□□ 障がい福祉サービスの見込量一覧 □□□

			平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 等	人数／月	1,103	1,142	1,184	1,224
		時間分	35,007	35,844	36,699	37,554
日中活動系	生活介護	人数／月	879	886	893	900
		人日／月	17,172	17,692	18,092	18,592
	自立訓練 (機能訓練)	人数／月	5	5	5	5
		人日／月	65	65	65	65
	自立訓練 (生活訓練)	人数／月	66	74	84	97
		人日／月	1,882	1,966	2,168	2,370
	就労移行支援	人数／月	165	172	186	197
		人日／月	2,654	2,758	2,947	3,147
	(新設) 就労定着支援	人数／月	－	60	120	180
		人日／月	－	120	240	360
	就労継続支援 A 型	人数／月	49	49	49	49
		人日／月	931	931	931	931
	就労継続支援 B 型	人数／月	763	783	802	821
		人日／月	12,551	12,926	13,301	13,676
	療養介護	人数／月	60	64	68	72
	短期入所 (福祉型)	人数／月	133	138	142	147
		人日／月	1,519	1,569	1,619	1,669
	短期入所 (医療型)	人数／月	30	31	32	33
		人日／月	158	165	170	175
居住系	(新設) 自立生活援助	人数／月	－	10	10	10
	共同生活援助 (グループホーム)	人数／月	335	363	392	421
	施設入所支援	人数／月	397	394	392	390
相談支援	計画相談支援	人数／月	320	350	375	391
	地域移行支援	人数／月	2	15	15	15
	地域定着支援	人数／月	0	6	6	6

□□□ 地域生活支援事業の見込量一覧 必須 □□□

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業					
	福祉体験学習・区民交流会・研修会（人）	5,000	5,000	5,050	5,100
成年後見制度利用支援事業					
	区長申立（件）	10	10	10	10
	報酬費用助成（件）	168	168	168	168
意思疎通支援事業					
	手話相談員設置事業（設置者数）	6	6	6	6
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業（人）	4,060	4,000	4,100	4,200
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具（件）	31	35	40	45
	自立生活支援用具（件）	120	125	130	135
	在宅療養等支援用具（件）	68	70	75	80
	情報・意思疎通支援用具（件）	131	135	140	145
	排泄管理支援用具（件）	8,722	8,800	8,900	9,000
	居宅生活動作補助用具（件）	29	30	30	30
手話奉仕員養成研修事業					
	手話講習会終了見込者数（人）	180	200	200	200
移動等支援事業					
	実施箇所数	285	290	300	310
	年間延利用者数（人）	9,600	10,000	10,500	11,000
	年間延利用時間数（時間）	103,000	108,000	113,000	118,000
地域活動支援センター機能強化事業					
Ⅰ型	実施箇所	2	2	2	2
	実利用者数（人）	300	300	300	300
Ⅱ型	実施箇所	4	4	4	4
	実利用者数（人）	132	140	140	140
Ⅲ型	実施箇所	0	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0	0

□□□ 地域生活支援事業の見込量一覧 任意 □□□

		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活支援					
	日中一時支援（日）	4,000	4,500	5,000	5,500
	訪問入浴サービス（回）	1,313	1,500	1,500	1,500
社会参加促進事業					
	スポーツ・レクリエーション教室等	実施	実施	実施	実施
	文化芸術活動振興 （障がい者週間記念行事）	実施	実施	実施	実施
	自動車運転免許取得費	実施	実施	実施	実施
	自動車改造費の助成	実施	実施	実施	実施
権利擁護支援					
	障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施	実施
就業・就労支援					
	更生訓練費支給	実施	実施	実施	実施
	知的障がい者職親委託	実施	実施	実施	実施

4 関連計画を含めた施策体系図

障がい福祉に関わる重要な施策には、地域保健福祉計画等に掲載されている各種実施計画と、本計画の障がい福祉サービスや地域生活支援事業、また、本計画で示した新たな取り組み等があります。これら障がい者施策に関連する区の各種事業について、本計画の重要施策の項目で整理し、また、主に対応するライフステージを合わせて示した施策体系図を作成すると、以下のようになります。

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
I 障がい児の成長を支える体制の整備					
① 主に幼児期への対応					
1 乳児家庭全戸訪問事業	→				92
2 乳幼児健康診査	→				92
3 出張育児相談	→				92
4 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）	→				92
5 あそびを通した早期発達支援事業	→				93
6 療育施設の整備促進	→	→			93
7 子ども発達支援センター専門相談	→	→			93
8 ほっとプログラム	→				93
9 要支援児保育巡回指導	→				93
10 育成医療給付	→	→			94
11 心身障がい児歯科診療	→	→			94
12 要支援児保育	→				94
13 臨床心理士による幼稚園巡回指導	→				94
14 発達支援のための親の会	→				94
15 障がい児療育事業・通所訓練事業	→				95
16 児童発達支援	→				45
17 医療型児童発達支援	→				46
18 訪問型児童発達支援	→				47
19 保育所等訪問支援	→				49
20 障がい児相談支援	→	→			50
21 重症心身障がい向け児童発達支援事業所の設置	→				95
22 重症心身障がい・医療的ケア児に対応する専門会議の設置	→	→			95
23 在宅レスパイトのための訪問看護事業	→	→			95
24 児童相談所の整備	→	→			95
25 特別支援教育相談		→			96

※学齢期は、概ね6才から18才を想定しています。

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
②主に学齢期への対応					
26 事業者への指導体制の整備	←	→			96
27 特別支援教室の導入		←	→		96
28 特別支援学級の整備・充実		←	→		96
29 スクール・ソーシャルワーカーの拡充・活用		←	→		96
30 特別支援教育介添員の配置		←	→		97
31 あいキッズにおける要支援児受け入れ		←	→		97
32 あいキッズにおける要支援児巡回指導		←	→		97
33 特別支援教育就学奨励費		←	→		97
34 巡回指導講師の配置		←	→		97
35 放課後等デイサービス		←	→		48
36 放課後等デイサービスのあり方に関する専門会議の設置		←	→		98
37 特別支援学校等への進路調査		←	→		98
③主に就労期への対応					
38 いたばし若者サポートステーション			←	→	98
39 地域の大学や若者支援・就職支援機関との連携			←	→	98

Ⅱ 社会参加の促進・障がい者の就労支援

①地域での社会参加の促進

40 生活介護施設・重症心身障がい児(者)通所施設の整備	←	→			98
41 福祉園の改修	←	→	←	→	99
42 地域との交流支援			←	→	99
43 障がい者(児)余暇活動支援	←	→			99
44 広域にわたる障がい者スポーツ大会の推進	←	→			99
45 福祉園利用者の能力向上の取り組み			←	→	99
46 優先調達活動の推進			←	→	100
47 作業所等経営ネットワークの機能強化			←	→	100
48 生活介護			←	→	56
49 就労継続支援A型			←	→	61
50 就労継続支援B型			←	→	62
51 理解促進・啓発事業	←	→			72
52 社会参加支援	←	→			82
53 地域活動支援センター機能強化事業			←	→	79

②長期就労の支援

54 一般就労と就労定着の促進			←	→	100
55 チャレンジ就労の促進			←	→	100
56 就労移行支援			←	→	59
57 就労定着支援			←	→	60
58 就業・就労支援			←	→	84

	幼児期	学齢期	就労・成年期	高齢期	ページ
Ⅲ 地域における自立支援の仕組みづくり					
①当事者が地域で暮らし続けられる仕組み					
59 障がい者福祉センターの改修	←	→	→	→	100
60 基幹相談支援センターの開設・運営	←	→	→	→	101
61 相談支援体制の充実	←	→	→	→	101
62 グループホームの整備促進			←	→	101
63 居宅介護	←	→	→	→	51
64 重度訪問介護		←	→	→	52
65 行動援護	←	→	→	→	54
66 自立訓練(機能訓練)			←	→	57
67 自立訓練(生活訓練)			←	→	58
68 療養介護			←	→	63
69 短期入所(福祉型)	←	→	→	→	64
70 短期入所(医療型)	←	→	→	→	65
71 共同生活援助(グループホーム)			←	→	67
72 施設入所支援			←	→	68
73 計画相談支援			←	→	69
74 日常生活用具給付事業	←	→	→	→	75
75 移動等支援事業	←	→	→	→	78
76 日常生活支援		←	→	→	80
77 自立支援医療		←	→	→	101
78 補装具	←	→	→	→	101
②精神病床の長期入院患者を地域へ					
79 自立生活援助			←	→	66
80 地域移行支援			←	→	70
81 地域定着支援			←	→	71
82 精神障がい者の移行に関する協議の場の設置			←	→	102
Ⅳ 障がいの特性に応じた支援					
83 発達障がい支援センターの開設・運営			←	→	102
84 難病患者に対する支援	←	→	→	→	102
85 中途障がい者に対する支援		←	→	→	102
86 同行援護	←	→	→	→	53
87 意思疎通支援事業	←	→	→	→	74
88 手話奉仕員養成研修事業		←	→	→	77
89 東京都重度脳性まひ者介護事業	←	→	→	→	102
Ⅴ 障がい者の権利擁護					
90 職員対応要領の策定・見直し	←	→	→	→	103
91 権利擁護いたばしサポートセンター運営助成	←	→	→	→	103
92 成年後見制度利用支援事業			←	→	73
93 権利擁護支援	←	→	→	→	83

5 関連計画等の施策概要

関連計画等を含めた施策体系図で、関連計画等に記載されている、施策の概要及び所管は、以下のようになります。

No.	1	事業名	乳児家庭全戸訪問事業	所管課	健康推進課
事業概要					
生後4カ月までの乳児がいる全家庭に委託助産師、保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭には適切なサービス提供を行います。					
地域保健福祉計画	(2)保健分野 17	次世代育成行動計画	I-1 重点事業(1)		

No.	2	事業名	乳幼児健康診査	所管課	健康推進課
事業概要					
区内に住所を有する乳幼児を対象に、健康福祉センターや指定医療機関で健康診査を実施することにより、心身の異常の早期発見と健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児ができるように支援します。					
地域保健福祉計画	(2)保健分野 19	次世代育成行動計画	II-1 施策(2)-02		

No.	3	事業名	出張育児相談	所管課	健康福祉センター
事業概要					
乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安などに関し、保健師、栄養士、歯科衛生士等が行なっている育児相談を、集会所等地域に出向き実施します。					
地域保健福祉計画	(2)保健分野 23				

No.	4	事業名	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会(発達ネット)	所管課	健康推進課
事業概要					
乳幼児の発達を支援するために、関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小中学校、教育支援センター等）が情報の共有化や支援体制の課題について検討する連絡会を開催し、有機的な連携体制を推進します。					
地域保健福祉計画	(3)障がい分野 9	次世代育成行動計画	III-1 施策(2)-04		

No.	5	事業名	あそびを通した早期発達支援事業	所管課	健康福祉センター
事業概要		言葉や行動の発達に遅れの心配のある2歳児とその保護者に対して、グループでの親子あそびを通じて、児童の発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てを支援します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 10	次世代育成行動計画	Ⅲ-1 施策(1)-03	

No.	6	事業名	療育支援施設の整備促進	所管課	障がい者福祉課
事業概要		発達に障がい、もしくは遅れや偏りのある就学前の児童に対する療育機関の整備を促進し、児童の成長を支える体制の強化を行います。また、地域における障がい児相談支援や関係機関等との連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを整備します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 11			

No.	7	事業名	子ども発達支援センター専門相談	所管課	健康推進課
事業概要		発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね15歳までの児童とその家族等を対象に、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うことにより、家族等の子育てを支援します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 13	次世代育成行動計画	Ⅲ-1 施策(2)-01	

No.	8	事業名	ほっとプログラム	所管課	子ども政策課
事業概要		児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して発達を促し、気軽にできる子育て相談等により、経験が不足している親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。			
地域保健福祉計画		(4)子ども・家庭分野 9	次世代育成行動計画	Ⅰ-1 重点事業(1)	

No.	9	事業名	要支援児保育巡回指導	所管課	保育サービス課
事業概要		区立・私立保育園及び小規模保育園に入所している要支援児の保育状況の観察及び指導助言を巡回して行います。			
地域保健福祉計画		(4)子ども・家庭分野 10	次世代育成行動計画	Ⅰ-1 重点事業(2)	

No.	10	事業名	育成医療給付	所管課	健康推進課
事業概要					
		身体に障がいがあり手術などにより機能回復が見込まれる場合に指定医療機関で受ける医療費を助成します。			
次世代育成行動計画		Ⅱ－１ 施策(1)－04			

No.	11	事業名	心身障がい児歯科診療	所管課	健康推進課
事業概要					
		一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児の歯科診療を行います。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(1)－05			

No.	12	事業名	要支援児保育	所管課	保育サービス課
事業概要					
		保育が必要でかつ特別な配慮を要する児童を、保育園で健常児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図ります。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(1)－09			

No.	13	事業名	臨床心理士による幼稚園巡回相談事業	所管課	学務課
事業概要					
		身心障がい児教育の充実を図るため、巡回指導員が区立・私立保育園を巡回します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(2)－06			

No.	14	事業名	発達支援のための親の会	所管課	健康福祉センター
事業概要					
		発達に心配のある子どもの保護者が、保護者同士悩みを共有することで心理的負担を軽減し、育児に前向きに取り組み、子どもの成長を促す関わりが持てるよう、講座とグループワークを実施します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(2)－03			

No.	15	事業名	障がい児療育事業・通所訓練事業	所管課	障がい者福祉課
事業概要		障がい児の療育を行う団体を助成します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－1 施策(2)－08			

No.	21	事業名	重症心身障がい向け児童発達支援事業所の設置	所管課	障がい者福祉課
事業概要		重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所を設置し、地域での療育機能を強化します。			
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(1)障がい児の成長を支える体制の整備		

No.	22	事業名	重症心身障がい・医療的ケア児に対応する専門会議の設置	所管課	障がい者福祉課
事業概要		重症心身障がいや医療的ケア児に地域で適切に対応していくため、関係者による会議体を設置します。			
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(1)障がい児の成長を支える体制の整備		

No.	23	事業名	在宅レスパイトのための訪問看護事業	所管課	障がい者福祉課
事業概要		医療的ケア児を看護する保護者のレスパイトのため、訪問看護事業の実施を検討します。			
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(1)障がい児の成長を支える体制の整備		

No.	24	事業名	児童相談所の整備	所管課	児童相談所設置担当課
事業概要		複雑多様化する児童虐待相談へきめ細かな対応や、児童相談行政における二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るため、児童相談所を区に設置します。			
—		—			

No.	25	事業名	特別支援教育相談	所管課	教育支援センター
事業概要					
特別支援学級や特別支援学校への入学及び転学の相談や手続き、特別支援教育等に関する障がいや行動について、保護者からの相談を受けて対応します。					
—		—			

No.	26	事業名	事業者への指導体制の整備	所管課	障がい者福祉課
事業概要		障がい福祉サービス事業者に対し、法令順守等の指導検査及び立ち入り検査を行える体制を整備します。また、適宜事業者連絡会を主催、もしくは事業者による自主的な連絡会に参画し、情報共有を通じたサービスの質の向上に取り組めます。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 7			

No.	27	事業名	特別支援教室の導入	所管課	指導室
事業概要					
通常の学級において特別支援教育の対象となる児童・生徒への教育的支援の充実を図るため、東京都が策定した「特別支援教育推進計画」に基づき、特別支援教室を全小中学校に導入します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 14	次世代育成行動計画	Ⅲ-1 重点事業(1)	

No.	28	事業名	特別支援学級の整備・充実	所管課	指導室
事業概要					
知的障がいや発達障がいなど、特別な支援を必要とする児童・生徒への特別支援教育の充実を図るため、新たに特別支援学級を整備します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 15	次世代育成行動計画	Ⅲ-1 重点事業(2)	

No.	29	事業名	スクールソーシャルワーカーの拡充・活用	所管課	教育支援センター
事業概要					
区立小・中学校に在籍する児童・生徒の問題行動等（いじめ・不登校など）に対し、関係機関と連携しながらその児童・生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決に向けて支援を行っていくために、スクールソーシャルワーカーを派遣します。					
地域保健福祉計画		(4)子ども・家庭分野 18	次世代育成行動計画	Ⅳ-2 重点事業(2)	

No.	30	事業名	特別支援教育介添員の配置	所管課	指導室
事業概要		特別支援学級や通常の学級に通う障がいのある子どもの指導への補助を行います。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(1)－07			

No.	31	事業名	あいキッズにおける要支援児受け入れ	所管課	地域教育力推進課
事業概要		放課後、保護者が就労等により家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健常児との交流を図ります。また、各小学校で屋外・屋内（動的・静的）など目的別に拠点を設けてプログラムを展開します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(1)－08			

No.	32	事業名	あいキッズにおける要支援児巡回指導	所管課	地域教育力推進課
事業概要		専門的知識・経験を有する外部専門員があいキッズを巡回して、利用している要支援児の状況を観察し、指導助言を行います。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(2)－07			

No.	33	事業名	特別支援教育就学奨励費	所管課	学務課
事業概要		特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの経費の一部を支給します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(1)－10			

No.	34	事業名	巡回指導講師の配置	所管課	指導室
事業概要		通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒に対する担任及び特別支援コーディネーターへの助言・指導を行い、学校経営を支援します。			
次世代育成行動計画		Ⅲ－１ 施策(2)－05			

No.	36	事業名	放課後等デイサービスのあり方に関する 専門会議の実施	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
発達障がい等を含めた障がい児の放課後にあり方について検討するため、関係者による会議体を設置します。					
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(1)障がい児の成長を支える体制の整備		

No.	37	事業名	特別支援学校等への進路調査	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
学齢期から就労期・成人期への移行を円滑にするため、特別支援学校等に対し、福祉園へのニーズ等を調査します。					
—		—	—		

No.	38	事業名	いたばし若者サポートステーション	所管課	産業振興課
事業概要		学校卒業もしくは中途退学または離職等により、一定期間無業の状態にある若者や短期の不安定就労を繰り返す若者（フリーター）等の支援対象者に対し、社会人、職業人としての基本的な能力の開発や、職業意識の啓発、社会適応支援事業等を厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション事業」と一体的に実施し、若者の職業的自立を支援します。			
地域保健福祉計画		(4)子ども・家庭分野 15	次世代育成行動計画	Ⅳ-2 重点事業(1)	

No.	39	事業名	地域の大学や若者支援・就職支援機関との連携	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
就労期・成人期で発達障がいに気づいた人等に対し、関係機関と連携して、就労支援等を実施します。					
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(1)障がい児の成長を支える体制の整備		

No.	40	事業名	生活介護施設・重症心身障がい児(者)通所施設の整備	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
重度知的障がい者及び重症心身障がい児（者）の日中活動の場を確保するため、民間誘導による通所施設を整備し、障がい者の社会参加と地域での生活を支援します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 1			

No.	41	事業名	福祉園の改修	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
老朽化の状況を踏まえて福祉園を計画的に改修し、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境を整備します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 2			

No.	42	事業名	地域との交流支援	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
商店街等の地域主体が実施するイベントに、福祉園等の障がい者団体が共同参画することを支援し、障がい者と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実を図ります。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 18			

No.	43	事業名	障がい者(児)余暇活動支援	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
障がい児の健全な成長のため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員の派遣を行うとともに、成年期の就労啓発のため、企業で働く、または働く意欲のある障がい者が交流の輪を拓ける余暇活動交流会を実施し、相互交流を支援します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 19			

No.	44	事業名	広域にわたる障がい者スポーツ大会の推進	所管課	スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進担当課、障がい者福祉課
事業概要					
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、広域にわたる地域を対象とした障がい者スポーツ大会の開催について検討し、実施します。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 20			

No.	45	事業名	福祉園利用者の能力向上の取り組み	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
福祉園等利用者の清掃訓練事業（三園福祉園を研修の場として使用）により、清掃技術の習得と就労に向けた能力の向上や就労の機会の向上をめざし、自立に向けた取り組みを行います。					
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 25			

No.	46	事業名	優先調達活動の推進	所管課	障がい者福祉課
事業概要		区内就労支援事業所等に通う障がい者の工賃アップのため、障害者優先調達推進法に基づいて毎年「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設等からの優先調達を推進します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 26			

No.	47	事業名	作業所等経営ネットワークの機能強化	所管課	障がい者福祉課
事業概要		区内就労支援事業所等に通う障がい者の工賃アップのため、自主生産品の販路拡大に努めるとともに、一般企業等からの発注を勧奨し、地域でのネットワークを構築します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 27			

No.	54	事業名	一般就労と就労定着の推進	所管課	障がい者福祉課
事業概要		区内障がい者に就労を啓発し、また能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 23			

No.	55	事業名	チャレンジ就労の推進	所管課	人事課、障がい者福祉課
事業概要		区内障がい者の過渡的就労として、区の臨時職員（地方公務員法第22条）として雇用し、チャレンジ就労の機会を提供し、一般就労のステップとします。業務内容は事務補助及び軽作業等、配属先で指示する内容であり、雇用期間は原則3か月（1回のみ更新可能）です。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 24			

No.	59	事業名	障がい者福祉センターの改修	所管課	障がい者福祉課
事業概要		老朽化の状況を踏まえて障がい者福祉センターを適切に維持管理するとともに、今後、改修し、心身障がい者への指導、訓練、相談を行う環境を整備します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 3			

No.	60	事業名	障がい者基幹相談支援センターの開設・運営	所管課	障がい者福祉課
事業概要		障害者総合支援法第77条の2の規定に基づき、地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携の強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成を図ります。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 5			

No.	61	事業名	相談支援体制の充実	所管課	障がい者福祉課
事業概要		専門的知識を持ち指定を受けた相談支援事業者から適切なサービス利用の提案を受け、モニタリングにより継続的な支援を行います（計画相談・障害児相談支援）。また、地域活動支援センター機能強化事業を活用し、障がい者等からの相談に専門的な対応を行います（一般相談）。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 6			

No.	62	事業名	グループホームの整備促進	所管課	障がい者福祉課
事業概要		障がい者を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 8			

No.	77	事業名	自立支援医療(更生医療)	所管課	障がい者福祉課
事業概要		身体障がい者（児）に対し、障がいの軽減を図り、自立した生活を営むために必要な医療の費用を給付します。			
—		—			

No.	78	事業名	補装具	所管課	障がい者福祉課
事業概要		身体障がい者（児）の社会復帰の促進や、損なわれた機能を代償・補完することで、自立に資する用具等の費用を負担します。			
—		—			

No.	82	事業名	精神障がい者の移行に関する協議の場の設置	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
		長期入院している精神障がい者の地域移行を支援するために、関係者による協議の場を設けます。			
障がい福祉・障がい児福祉計画		重点施策	(3)地域における自立支援の仕組みづくり		

No.	83	事業名	発達障がい者支援センターの開設・運営	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
		発達障がいのある人（16歳以上）またはその家族等に対し、相談等に応じ、ライフステージに合わせた支援体制を整備するため、発達障がい者支援センターを整備し、自立と就労支援に向けた取り組みを実施します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 12			

No.	84	事業名	難病患者に対する支援	所管課	予防対策課
事業概要					
		難病当事者団体によるピアカウンセリングや講演会を支援し、膠原病患者交流会を開催することで難病患者に対する支援を行っています。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 16			

No.	85	事業名	中途障がい者に対する支援	所管課	障がい者福祉課
事業概要					
		高次脳機能障がいや難病等の中途障がい者の日中活動の場として活動している、地域活動支援センターに対し助成します。また、障がい当事者によるピアカウンセリングや区立障がい者福祉センターで高次脳セミナーを開催します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 17			

No.	89	事業名	東京都重度脳性まひ者介護事業	所管課	障がい者福祉課・福祉事務所
事業概要					
		重度の脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行います。			
—		—			

No.	90	事業名	職員対応要領の策定・見直し	所管課	障がい者福祉課
事業概要		障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、板橋区職員が事務・事業を行うに当たり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障がいを理由とする差別の解消のための板橋区職員対応要領」を定め、適宜見直します。			
地域保健福祉計画		(3)障がい分野 28			

No.	91	事業名	権利擁護いたばしサポートセンター運営助成	所管課	おとしより保健福祉センター
事業概要		地域の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など自分で十分に判断することができない方の権利や財産を守ることを目的に相談や支援を行うため、板橋区が（社福）板橋区社会福祉協議会に対し、「権利擁護いたばしサポートセンター」に要する運営費の一部を助成します。			
地域保健福祉計画		(5)高齢者分野 31			

6 ライフ ステージ に応じた 地域の 支援体制

(1) 主に幼児期の体制

幼児期では、特に早期発見や相談体制を充実させ、適切な療育につなげる体制を整えます。

① 相談をしたくなったら

※健診等でお声がけすることもあります、ご相談に対応する機関として、主に以下のようなものがあります。

ア 育児・発育について相談ができるところ

- 地域の健康福祉センター
- 地域のCAP'S（児童館）
- かかりつけ医
- 子ども家庭支援センター

イ 特に発達について相談ができるところ

- 子どもの心の診療医
- 子ども発達支援センター

ウ 特に療育について相談ができるところ

- 地域の福祉事務所
- 児童発達支援センター
- 障がい児相談支援事業所

② 幼稚園や保育園で、気になりはじめたら

※発達が気になり始めても、幼稚園や保育園への通園を支援する仕組みがあります。

- 幼稚園巡回相談事業
- 要支援児保育、要支援児保育巡回事業
- 保育所等訪問支援

③ 専門的な療育が必要になったら

- 児童発達支援事業所
- 訪問型児童発達支援事業所
- 心身障害児総合医療療育センター
- 都立北療育センター(医療型児童発達支援センター)＜北区＞

④ 学齢期に移行するために

- 特別支援教育相談

(2) 主に学齢期の体制

学齢期では、障がいの受容を支援しつつ、ソーシャル・インクルージョンと療育のバランスに配慮し、社会に参画する基礎を育成します。

① 学校を選択について

※特別支援教育相談に基づいて、支援体制を整えています。

- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 特別支援教室

② 相談をしたくなったら

ア 育児・発育について相談ができるところ

- 地域の健康福祉センター
- かかりつけ医
- 子ども家庭支援センター

イ 特に発達について相談ができるところ

- 子どもの心の診療医
- 子ども発達支援センター

ウ 特に療育について相談ができるところ

- 地域の福祉事務所
- 児童発達支援センター
- 障がい児相談支援事業所

エ 学校生活の課題等の相談ができるところ

- ひきこもり相談

③ 専門的な療育が必要になったら

- 放課後等デイサービス

④ ソーシャル・インクルージョン

- あいキッズ要支援児受け入れ

⑤ 学校からの卒業に向けて

- 特別支援学校等への調査

(3) 主に就労期・成人期・高齢期の体制

就職・成人期では、障がいのある・なしに関わらず、自分らしく社会参画するための体制を整えるとともに、生活習慣病やうつ病等による障がいを予防する健康づくりも重要になってきます。

① 自分らしく社会参画するなら

- 区立障がい者就労支援センター（ハートワーク）
- 障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）
- ハローワーク池袋専門援助第二部門＜豊島区＞
- 就労定着支援事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A・B）
- 生活介護事業所
- 地域活動支援センター

② 障がいがあり、一人暮らしに不安があるなら

- 共同生活援助（グループホーム）
- 自立生活援助

③ 相談をしたくなったら

ア 障がいの相談について

- 地域の福祉事務所
- 地域の健康福祉センター（主に精神、難病）
- 障がい者相談支援事業所

イ 生活の課題等の相談ができるところ

- ひきこもり相談
- 精神保健教育
- アルコール・ミーティング
- うつ病家族教室

④ 生活習慣病を介した障がいを防ぐために

- 国保特定健康診査・特定保健指導
- 区民一般健康診査
- 後期高齢健康診査

⑤ 高齢期の介護について

（65歳以上になると、原則介護保険が優先です）

- 地域包括支援センター

第5章



計画の円滑な推進のために

- 1 障がい福祉を含めた地域全体での取り組み
- 2 障がい福祉計画等の進捗管理

5

計画の円滑な推進のために

障がい福祉を含めた 地域全体での取り組み

行政においては、障がい者施策だけではなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策等と連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。本計画の円滑な推進のため、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて検討を進めます。

障がい福祉計画等の 進捗管理

地域の障がい福祉に関わる関係者や当事者等で構成される「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

板橋区自立支援協議会の定例部会と連携する会議体を設け、本計画で掲げた重点課題等を分会で審議し、“PDCAサイクル”の考え方にに基づき、進捗管理を実施していきます。

第5章

計画の円滑な推進のために

1 障がい福祉を含めた地域全体での取り組み

「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けて

例えば高齢者介護と発達障がい児の子育てを同時に行う、「ダブルケア」の家庭があったり、精神疾患やがん、難病の患者などに、保健医療や就労など複数分野にまたがって支援する必要があるあったり、絡み合う様々な課題に対して、複合的に支援する仕組みづくりが求められています。行政においては、障がい者施策だけではなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度をはじめとした高齢者施策等とも連携し、一人ひとりの複合的な課題に相談・対応できる体制が求められています。一方で、地域共生や社会参画の視点からは、福祉の分野では、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が求められています。

身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。区は、今回策定する障がい福祉計画を円滑に推進する上でも、包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、今後検討を進めていきます。

地域をつなぐ徳丸わくわくまつり！

地域主体による連携体制づくりの好事例として、「徳丸わくわくまつり」があります。社会福祉法人藤花学園（保育園：北野保育園）、社会福祉法人大泉旭出学園（障がい者福祉施設：徳丸福祉園）、社会福祉法人北野会（特別養護老人ホーム：マイライフ徳丸）、社会福祉法人板橋区社会福祉協議会が連携し、専門領域の垣根を越えて、毎年、徳丸地域で「徳丸わくわくまつり」を開催しています。

わくわくまつりを通して、各社会福祉法人に、顔の見える関係ができると、障がい者と認知症高齢者がいる家庭のような、複合的な課題に、連携して対応できるようになります。また、おまつりを介して地域とつながり、福祉の仕事に興味を持った方が見学に来るようにもなりました。今では、近隣小学校の「おやじの会」も参画するなど、わくわくまつりは、地域の一大イベントです。

それぞれの課題に応じて複合的に支援する、地域で支えあう仕組みづくり。まさに、国が目指す、「我が事・丸ごと」の実践が、板橋区の徳丸から始まっています。



2 障がい福祉 計画等の進 捗管理

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者等で構成される「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。

自立支援協議会には、本会と定例部会がありますが、定例部会の下に会議体を設け、今期の計画で掲げた重点施策等を審議し、障がい者施策全体と調和を図るとともに、議論を深め、PDCAサイクルを回していきます。

◎新たな自立支援協議会

1. 当事者部会

- 1-1 大人の発達障がい会議
- 1-2 グループホーム会議

2. 障がい児部会

- 2-1 重症心身障がい・医療的ケア児会議
- 2-2 児童発達支援事業会議
- 2-3 放課後等デイサービス会議

3. 就労支援部会

- 3-1 就労移行・就労定着会議

4. 権利擁護部会

5. 相談支援部会

- 5-1 障がい児相談支援会議
- 5-2 地域移行支援連絡会議

6. 高次脳機能障がい部会

第 6 章



資料編

- 1 用語集
- 2 板橋区地域保健福祉計画推進本部
- 3 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
- 4 検討経過

1 用語集 (50 音順)

<あ行>

・医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

<か行>

・高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がい等が生じること。

<さ行>

・在宅レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうこと。

・セルフプラン

サービス等利用計画等と同じく、利用者等の希望する生活、総合的な援助方針などが記載されたサービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

・ソーシャル・インクルージョン

社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

<た行>

・地域包括ケアシステム

地域における「医療」、「介護」、「生活支援」等の支援を一体的に提供できるケア体制のこと。

・統合失調症

思考や行動、感情を1つの目的に沿ってまとめていく能力が低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態。

<な行>**・難病**

長期の療養を必要とし、治療方法が確立されていない疾患。

・二次障がい

すでにある障がいにより周囲との軋轢等が生じ、精神面での著しい負荷等で別の障がいを負うこと。

<は行>**・発達障がい**

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中関心を保ったり、ミスや抜け漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

・PDCA

Plan Do Check Action の略。仕事を効率よく実施・改善するためのルーチン。

<ま行>**・モニタリング**

日常的、継続的におこなわれる点検や確認のこと。

<ら行>**・ライフステージ**

入学、卒業、就職、結婚、子供の誕生、子供の独立、退職など人生の節目ごとの段階。

2 板橋区 地域保健 福祉計画 推進本部

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(平成 17 年 3 月 29 日区長決定)

(設置)

第 1 条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

(1) 本部長は、区長とする。

(2) 本部長は、推進本部を総理する。

(3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。

(4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。

(2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。

(3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。

(4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。

2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認めた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。
- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部管理課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成16年7月12日一部改正）第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付則

- 1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。

- 2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成9年6月16日区長決定）は、廃止する。

付則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

別表（第5条第7項関係）

幹 事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部財政課長 危機管理室地域防災支援課長 健康生きがい部長寿社会推進課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長 福祉部管理課長 福祉部障がい者福祉課長 福祉部板橋福祉事務所長 子ども家庭部子ども政策課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長
--------	---

3 板橋区 障がい福祉 計画等 策定委員会

(1) 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成29年4月11日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区における障がい福祉計画及び障がい児計画を策定するにあたり、その調査協議を行い、障がい福祉の推進を図ることを目的として、板橋区障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

(1) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要な量の見込み

(2) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

(3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

(4) その他障害福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

(5) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 障がい当事者等

(3) 保健医療関係者

(4) 障がい福祉関係機関

(5) 区民の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は平成30年3月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。

3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。

4 委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができる。

5 部会に、部会長及び副部会長を置く。

6 部会長は会長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。

7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会は、部会長が招集する。

(謝礼)

第9条 委員、臨時委員及び前条第4項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、障がい者福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

(2) 板橋区障がい福祉計画等策定委員会名簿

分野	委員数	所属等	氏名
学識経験者	1	慶應義塾大学商学部教授	中 島 隆 信
保健医療関係者	1	板橋区医師会（会長）	水 野 重 樹
障がい当事者等	6	板橋区肢体不自由児者父母の会 （身体障がい）	藤 井 亜紀子
		板橋区手をつなぐ親の会 （知的障がい）	谷 田 千 穂
		板橋区視覚障害者福祉協会 （身体障がい）	生 方 一 恵
		板橋区聴覚障害者協会 （身体障がい）	山 本 英 利
		板橋区発達障害児者親の会（IJの会）代表 （発達障がい）	鈴 木 正 子
		板橋区難病団体連絡会 （難病）	糸 賀 久 夫
障がい福祉関係機関	6	民生・児童委員	小 島 繁 子
		板橋区障がい者就労支援センター （就労）	内 田 英 雄
		社会福祉法人JHC板橋会 （精神向け就労・サービス事業者）	清 家 政 江
		板橋区ともに生きる福祉連絡会 （身体障がい）	永 島 弘 子
		都立志村学園 （特別支援教育・重症心身障がい）	佐 藤 るり子
		東京YWCAキッズガーデン （障がい児支援）	土 岐 祥 子
区民代表者	1	公募委員	家 平 悟
	15		

4 検討経過

回	開催日時	検討内容
第1回 策定委員会	平成29年 6月26日（月） 午後1時30分～	（1）国制度改正の論点整理 （2）本委員会での審議内容及びスケジュールについて （3）板橋区の障がい者・児の推移について （4）第4期障がい福祉計画等のふりかえり （5）板橋区の基本目標について （6）計画策定のためのアンケートについて （7）その他
第1回 推進本部	平成29年 7月25日（火） 午前9時20分～	（1）障がい福祉計画等の策定について （2）第4期障がい福祉計画等のふりかえり （3）国から示された障がい福祉計画等の主な論点 （4）障がい福祉計画等の重点施策の想定 （5）その他
第2回 策定委員会	平成29年 9月25日（月） 午後1時30分～	（1）障がい福祉計画等の中間のまとめについて （2）その他
第2回 推進本部	平成29年 10月24日（火） 午前10時45分～	（1）障がい福祉計画等の中間のまとめについて
第3回 策定委員会	平成30年 1月15日（月） 午後1時30分～	（1）障がい福祉計画等の策定について （2）その他
第3回 推進本部	平成30年 1月29日（月） 午前10時15分～	（1）障がい福祉計画等の策定について （2）その他